令和２年第８回定例会

上士幌町議会会議録

令和２年　12月１日　開会

令和２年　12月18日　閉会

上士幌町議会

令 和 ２ 年 第 ８ 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第１号（令和２年１２月１日）

出欠席議員……１
職務のため出席した者の職氏名……１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１
議事日程……２
開会の宣告……４
開議の宣告……４
議会運営委員会の報告……４
会議録署名議員の指名……４
会期の決定について……５
諸般の報告……５
所管事務調査報告……５
一般質問……７
小　椋　茂　明　議員……７
山　本　和　子　議員……１２
江波戸　　明　議員……３０
斉　藤　明　宏　議員……４９
報告第８号の上程、説明、質疑……５９
議案第８２号の上程、説明、質疑、委員会付託……６２
議案第８３号の上程、説明、質疑、討論、採決……６４
議案第８４号の上程、説明、質疑、討論、採決……６７
議案第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決……６９
議案第８６号の上程、説明、質疑、討論、採決……７１
議案第８７号の上程、説明、質疑、討論、採決……７２
議案第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決……７４
議案第８９号から議案第９４号の上程、説明、質疑、討論、採決……７５
散会の宣告……８７
署名議員……８９

第２号（令和２年１２月１８日）

出欠席議員……９１
職務のため出席した者の職氏名……９１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……９１
議事日程……９２
開議の宣告……９３
議会運営委員会の報告……９３
委員会調査中間報告……９３
議案第８２号の上程、報告、質疑、討論、採決……９６
意見書案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決……９７
議案第９５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１００
議案第９６号から議案第１０１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０４
監報告第５号の上程、報告……１１２
閉会中の継続調査の申出について……１１３
閉会の宣告……１１３
署名議員……１１５

１　２　月　　１　日

令和　２　年　第　８　回　上　士　幌　町　議　会　定　例　会　会　議　録

招集年月日	令和　２　年　１２　月　１　日				
招集の場所	上　士　幌　町　議　会　議　場				
開会・閉会日時及び宣告	開　会	令和　２年１２月　１日　午前１０時００分	議　長	杉　山　幸　昭	
	散　会	令和　２年１２月　１日　午後　４時００分	議　長	杉　山　幸　昭	

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出　席　１１名
欠　席　　０名
欠　員　　－名

○　出　席
△　欠　席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅　刻
早　早　退

議席番号	氏　名	出欠の別	議席番号	氏　名	出欠の別	議席番号	氏　名	出欠の別
1	渡　部　信　一	○	7	中　村　哲　郎	○			
2	山　本　和　子	○	8	江波戸　　明	○			
3	伊　東　久　子	○	9	斉　藤　明　宏	○			
4	野　村　恵　子	○	１０	馬　場　敏　美	○			
5	早　坂　清　光	○	１１	杉　山　幸　昭	○			
6	小　椋　茂　明	○						

会議録署名議員	９番　斉　藤　明　宏　議　員		１０番　馬　場　敏　美　議　員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局主査	遠　藤　裕　司		
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町　長	竹　中　貢	建　設　課　長	渡　部　洋
	副　町　長	千　葉　与四郎	教育委員会教育長	小　堀　雄　二
	会計管理者	青　木　弘　彦	教育委員会教育推進課長	木　下　由季子
	総務課長	杉　本　章	教育委員会生涯学習課長	須　田　修
	企画財政課長	杉　原　裕　二	教育委員会幼児教育課長	弦　巻　佳　光
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶　達	農業委員会会長	髙　木　裕　巳
	町民課長	（会計管理者兼務）	農業委員会事務局長	渡　辺　純一郎
	保健福祉課長	尾　形　昌　彦	消防課長	永　谷　全　功
	農林課長	名　波　透	代表監査委員	根　本　広　実
	商工観光課長	佐　藤　泰　将		

令 和 2 年 第 8 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第１号）

令和２年１２月１日（火曜日）

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定について
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　所管事務調査報告
日程第　５　一般質問
日程第　６　報告第　８号　専決処分の報告について
日程第　７　議案第８２号　上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第　８　議案第８３号　公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　９　議案第８４号　上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０　議案第８５号　上士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　議案第８６号　上士幌町まちなか住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２　議案第８７号　上士幌町農業振興センター条例を廃止する条例の制定について
日程第１３　議案第８８号　十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第１４　議案第８９号　令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第８号）
日程第１５　議案第９０号　令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１６　議案第９１号　令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１７　議案第９２号　令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１８　議案第９３号　令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１９　議案第９４号　令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第２

号)

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　ただいまより、令和２年第８回上士幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めております。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、11月26日午前９時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

１点目は、日程第７、議案第82号は総務文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

２点目は、日程第14、議案第89号から日程第19、議案第94号までの令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第８号）並びに５特別会計補正予算は、関連がありますので、６会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、９番、斉藤明宏

議員、10番、馬場敏美議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、諸般の報告を行います。

お手元に令和２年９月１日から11月30日までの間の議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の１第１項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

◎所管事務調査報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第４、所管事務調査報告、公共工事の調査に関することを議題といたします。

産業経済建設常任委員会が閉会中も調査を行ってまいりました所管事務調査、公共工事の調査に関することについて、会議規則第77条の規定により報告書の提出がございましたので、委員長の報告を求めます。

産業経済建設常任委員会委員長、８番、江波戸明議員。

○産業経済建設常任委員長（江波戸　明議員）　産業経済建設常任委員会より公共工事の調査に関する所管事務調査報告をいたします。

今回の調査の対象の公共工事は、10月２日現在、建設課土木担当19件、建築担当15件、

上下水道担当８件、農林課耕地整備担当10件、計52件が工事契約として町と業者間において調い、工事の進捗状況においておおむね順調に進んでいるところです。

調査を実施した工事については５件に絞り実施しましたので、その内容について説明いたします。

まず、この所管調査については、議員公開委員会として実施し、調査の内容につきましては、お手元に示しました別紙所管事務調査報告書をご覧いただきたいと思います。

毎年実施しております公共工事の所管事務調査について、産業経済建設常任委員会と委員外議員の皆さんの参加をいただき公開で実施しました。

調査事項でありますが、令和２年９月25日に承認議決、公共工事の調査に関することであります。

調査年月日は、令和２年10月29日、計１回であります。

調査地は、町内一円であります。

説明員及び随行員は、千葉副町長、農林課名波課長、林主幹、建設課渡部課長、山崎主幹、巴主査、新堀主査の協力をいただきました。

現地調査工事名等につきましては、１、上士幌消防庁舎建築主体・電気建設・機械設備工事、２、まちなか住宅建設工事、３、旧士幌線第三音更川橋梁補修工事、４、勢多環状線道路側溝補修工事、５、レストハウス周辺整備工事であります。

調査結果の詳細につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、令和２年度発注の公共工事のうち、５事業の公共工事を現地において担当課職員より工事の内容・施工状況の説明を受け、進捗状況及び完成現場の調査を行いました。

調査の結果、委員会としては全体として良好であり、進捗状況も計画に基づき進捗していることを参加者全員で確認してきました。

最後となりましたが、今回の調査に合わせて北海道が実施しておりますバイオガスプラント、正式名称、「畑地帯（育成）東部居辺地区１工区」を視察させていただきましたことを報告するとともに、この場をお借りし、視察に協力いただきました北海道並びに建設工事関係者に深く感謝申し上げます。

今後におきましても、引き続き産業経済建設常任委員会の所管事務調査として公共工事の調査に取り組むとともに、既に設置されている施設等に係る活用の状況や事業効果の点検を含め、施設等の管理方法や管理状況、管理運営費などの調査等も必要になると考えています。

以上で公共工事の調査に関する所管事務調査報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたが、所管事務調査報告に対する質

疑は、議会運用例第96条の４の規定により省略いたします。

産業経済建設常任委員会の所管事務調査報告、公共工事の調査に関することについては、委員長報告をもって報告済みといたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前１０時０８分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０９分）

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長）　日程第５、一般質問を行います。

一般質問は４名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など、留意事項については、既にご承知のことと思いますので省略いたします。

◇　小　椋　茂　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、順次発言を許します。

６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　私のほうからは、現消防庁舎の跡地利用について質問させていただきます。

新消防庁舎の工事は順調に進んでおり、３月の完成予定まで、あと３か月少々となりました。災害活動を初め、町民啓発、情報発信、消防団活動の新しい拠点施設として期待するところです。

３月下旬に引っ越し予定とのことですが、完成後の現消防庁舎の跡地利用について伺います。

現時点で正式な説明はなく、いろいろな角度から跡地利用の検討をしていると思いますが、私は今までの災害用備品と併せて、今年度購入する多くの感染予防対策用消耗品等の備品が増えたことから、備蓄倉庫として活用するべきと考えます。

現在の備蓄状況は、市街地区においてみると、旧レディースセンター、庁舎物品庫、Ｃ会議室、消防署、旧西保育所と分散しており、管理及び非常事態の体制としては不備があると思います。

上士幌町地域防災計画においても、基本編第４章第５節の３で備蓄倉庫等の整備と明

記されており、必要な事項となっていることから町の考え方を伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　現消防庁舎の跡地利用について、小椋議員のご質問にお答えいたします。

防災備蓄品や防災資機材等の整備に当たりましては、多くの避難者がある場合においては、被災地外からの救援物資が届くまでの間、自らの町で有している物資、資機材のみでの応急対応が必要です。災害時における町民の生活を確保するためには、食料、その他の物資の計画的な確保に努めるなど、地域防災計画に定める整備目標を目途とした計画的な備蓄を調えていく必要があります。

特に非常食等の備蓄品につきましては、防災訓練等での活用により平素利用しながら備蓄するローリングストックを基本とすることで考えております。

町内６か所の保管場所と保管する品目の一覧につきましては、地域防災計画の資料編に掲載しておりますが、効率的で適切な管理を一層推進するためには、十分な保管面積を備え機能的な搬送措置が講じられるよう、備蓄物資・資機材の保管場所を確保する必要があると考えております。

先般、ぬかびら源泉郷の住民を対象とした防災訓練を実施しておりますが、地域の方々へは糠平温泉文化ホールにおける備蓄品の保管場所の確認を進めたところであり、ぬかびら源泉郷地域の孤立化を想定した防災ヘリの活用による救助訓練も併せて行ったところであります。

また、冬季における観光客等の避難場所となることを想定し、停電時に備えた電源の確保対策を今後進めていく考えでおり、備蓄品につきましては、糠平温泉文化ホールを拠点施設として整備してまいります。

現役場庁舎につきましては、耐震基準を満たしていないことから、耐震基準に適合した庁舎の改修について検討しているところであります。改修後の機能の一例として災害時の防災備蓄のスペースという話も出ておりますが、庁舎の耐震化の議論が進む中で町全体を含む総合的な視野から検討していくことになるものと考えております。

なお、現消防庁舎は災害本部となる役場や新消防庁舎に隣接していることから、当面、災害時に緊急を要する備蓄品の保管場所として検討してまいります。いずれにしましても、現消防庁舎につきましては、耐震基準を満たしていないことから、具体的な活用方法につきましては庁舎の耐震改修に合わせて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　ただいま答弁いただきまして、当面、災害時の緊急を要する備

蓄品の保管場所としていくということで返答いただきましたので、まずは一安心と思うんですけれども、現在の保管状況を確認してみますと、町内６か所のうち糠平以外の５か所は市街地区でありまして、糠平においては１地区１か所ということで、保管しているのも文化ホールということは、日頃使用されているという施設の中で管理されているということで、管理については、非常に適した場所で管理されていると思うんですけれども、市街地区で管理している５か所を見てみますと、先ほど私、言いましたとおり、旧レディースセンター、旧西保育所、庁舎物品庫、Ｃ会議室、消防署ということなんですけれども、全く使用していない施設がこの中にあります。

旧レディースセンターや旧西保育所というのはもうかなり、特に西保育所においてはかなり古い建物でして、物を置いておくだけとしては本来適した場所ではないと私は思っております。

確認しますと、やはり古い建物特有の臭いなんかも多分出るでしょうから、臭いの気にするようなものは、あそこには置けないんだということもお話も聞きましたし、そもそも旧西保育所については、平成30年６月の定例会の一般質問で、あの施設がどうなんだという質問が出まして、町長の答弁の中で、西保育所は大型物品庫としているが、原則、解体撤去と考えていると、はっきり答弁しているわけでございます。

これにおきましても、現在の旧西保育所の施設に対する考え方というのをお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　さきに答弁したことと何ら変わっていないということで、ご理解いただきたいと思います。

スケジュール的に若干、今、遅れております。今の役場庁舎の耐震化の問題も含めて、備蓄の問題も併せて総合的に考えていくということであります。

実際、今、指摘にあったように、あそこはふだん人手が出入りするというところではありませんから、ああ見れば決して環境のいいところではないと、このような認識は持っているところでございます。

今のところシュラフだとか毛布なんかを置いています。先ほど言ったように、臭いの心配だとか、そのようなこともありますから、その辺については最小限といいますか、できるだけそのような状況にならないように、空気を減圧して密閉状態にして、そして外気と触れないようにしながら備蓄品の健全性を保っているということであります。もういましばらくお待ちいただければなと、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　今回、感染症予防対策消耗品として、９月定例会でもありましたけれども、678万円、金額にして、それぐらいの備品を購入となっております。この時期なので、どこの町村も発注が多いらしくて、まだまだ納品に至ってないのがほとんどだということで確認を取っておりますけれども、よくよく中身チェックしてみますと、結構な量が全部入ってきたらあるだろうということで、これらが今は納品されてないけれども、これから大方納品されていくとしたら、現状の納品スペースとして、ちょっと心配なんじゃないかなという気持ちもありますので、ここらの対応品の管理の状況についても確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今、防災関係にかなり政策的にも力を入れて体制を整えたいということから、この春から防災マネジャーということで、防災の専門性を有する職員を今、配置をしているということであります。

その中で訓練だとか備蓄品の管理だとか、より専門的な立場で現状の中で適切な管理をしているということでありますけれども、それらについても、役場のほうの今会議室のところが一般的に共用して会議等で使っているところがありますけれども、そこについては、もう少しこの会議から備蓄品の確保と保管場所というようなこと等の環境が整っていくだろうと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、３月になった段階で消防署の移転ということがありますから、その中でも間でも、その後においても、今、どこの場所にどんな物が置いているのが適切なのかというようなことも含めて、その時点でのベターな管理体制を取っていきたいというふうに思っています。

あまり分散すると、どこにどんなことがあるのかという、緊急時のときに戸惑いが出てくるというようなことも出てきます。ただ、１か所に全て置くのが、またこれがいいのかと、こういった議論もありますから、いろいろと防災の視点から、より適切に災害時に対処できるような、そのような環境整備についてはしっかりこれから取っていきたいと思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　役場庁舎の耐震基準を満たしていないという現状は私たちも理解しているところなんですけれども、これに関して、今後、基本計画等の検討に入っていくと思いますけれども、建て替えというよりは、改修というか補修というほうが多分有力になってくるかなと思って見ているんですけれども、答弁で当面の間使用するという表現があったんですけれども、改修とかということを行っても、やはり今言ったよう

なスペースというのは、必ず１か所がいいとは思わないけれども、現状のような分散は決して管理上よくないということで、必ず必要なスペースになってくるということで、その辺を見越して、その辺も視野に入れた改修とかの計画をぜひ組んでほしいと思いますし、先ほど町長が言われたような防災専門員というのも今年度から置いておりますんで、そういう専門的な方のアドバイスを大いに取り入れながら、ぜひきちんとした中で、そういうスペースを視野に入れた計画の検討をしていただきたいと思うんですが、その辺を踏まえての考えをお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　まず、改修であります。これについては、幾つかの改修方法なり、あるいは新たな庁舎の在り方だとか、こういったことをいま一度整理をしていく必要があるというふうに思っています。単純に耐震化に合わせた改修という、そういう基本的なスタンスが当初あって、今、その中に合わせて今日的なデスクの配置の問題だとか人の動線だとか、ふだん使っている職員の側からだとか、皆さん方の意見を聞くということがありますけれども、そういう改修という考え方と。

それから、果たして、それだけで本当にいいんだろうかという、そういう今からの視点も出てきております。その一つには、例えばこども園が今手狭になっている状況だということで、このこども園を今の状況がずっと続くとすると、果たしてそのままでいいんだろうかと。しかし、そのために新たに建てるといった場合には、そこにまた相当の建築費がかかってくるというような問題がございます。今、実際に山村開発センターの中でゼロ歳児、１歳児が使っていて、非常にそれはこども園として一体的な制度上、見方をされております。

非常にそういう意味では、ことも新たな課題として出てきておりますから、この後の改修に当たって、いわゆる耐震化はあくまでも耐震というところだけの今の基準に合わせるということでありますけれども、そもそもの建設時から数十年たっているということでありますから、またそこの軀体の問題も耐震化の問題としては別に出てくる可能性があるというような、こういった指摘もございますから、そんなようなことで新年度から具体的に一度耐震化のための見積りは取っていますけれども、また違った視点の構造の在り方、その辺あたりについても検討する必要があるかなとは、そんなふうに考えておりますから、そういった意味で、ある意味では、今のところだけを単純に耐震化にするということであれば、防災の備蓄庫として消防署のところが非常に的確なんだと、こういうふうに思っております。

最終的にそういうふうになれば、そこにより多くの備蓄品をそろえるということが適

切だと思いますけれども、そうでない視点も、これから皆さん方の意見もいただくということになってくると思いますけれども、そういったときには、新たな備蓄品の倉庫の確保の問題なんかというのは、課題として検討していかなきゃならないなというようなことです。

新年度から、また何らかの形での予算を計上させていただいて、それにしてもやっぱり二、三年は、計画から、そして設計等々かかると三、四年はかかるのでないだろうかなというふうに思います。拙速にすることだけではなくて、将来の人口の問題だとか、いろんなことを想定した上で、改めて皆さん方のご意見を伺っていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　今、答弁あったように、いろんな角度から検討が入ってくるということで、まだまだ未知数な面もあるかと思いますけれども、今後においても、備品関係の管理、整備というのがきちんとされて、町民が安心で安全で過ごせるような体制を整えていただきたいということを願いまして、私の質問終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、６番、小椋茂明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時２７分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２８分）

◇　山　本　和　子　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　私は、大きく２点一般質問いたします。

１点目、高齢者が安心して住める町にするために。

コロナ感染症がなかなか収束せず、高齢者の方々は外に出る機会が減り、精神的、体力的にもどうなっているのかと心配するところです。今まで健康で長生きしたいと各種サークルで日々努力してきた方々がたくさんいましたが、活動が再開しても参加者は半分以下の状況です。

このような中、国も町もコロナ感染症対策の目玉としてする政策は、リモート環境の構築です。時には、このようなことも必要とされるときもあるかと思いますが、一番大事なことは、高齢者の方々の希望や願いに寄り添い、少しでも安心して住める町にする

ことです。

以下、質問いたします。

１、第８期介護保険計画に向けて。

今まで改定されるたびに、制度上サービス低下が指摘されてきましたが、町独自の裁量も重要な柱です。第７期の評価についてお聞きいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、前回まで介護保険の要支援１・２の方のホームヘルプ、デイサービスを介護保険から外し、町の事業として実施されたものです。従来どおりのサービスが提供されたのか、その評価と課題についてお聞きいたします。

次に、新しく基本チェックリストが導入されましたが、介護保険でのサービスの不該当に利用されるのではないかと心配されましたが有効活用されたのか。

次に、介護保険料の問題ですが、改定されるたびに引上げされてきましたが、基金繰入れ等を行い料金を抑えるべきと考えています。

２点目は、三愛サービス（町独自の介護保険外）のサービスについてお聞きいたします。

介護保険計画は国の計画の中で進んでいくので、町独自の計画は決めにくいが、その分、町独自の計画が重要になってきます。第７期のサービスは、ショートステイ、ホームヘルプ、給食、入浴、通院ですが、さらに要求等に基づき増やす予定はないのかお聞きいたします。

３点目に、閉じこもりをなくすための新たな施策について。

元気で長生きするためには、外に出る機会を増やす、交流する機会を増やすことが大事です。要望として多いのは、補聴器への補助、町営浴場へもっと気軽に行ける工夫、回数などを増やすことがあります。多様な要求があるかと思いますが、きめ細かい政策で安心して住める町にしていくべきと考えます。以上、お聞きいたします。

大きな２点目に入ります。

保育の充実のために。

幼児期に自然の中で多くの友達と触れ合いながら育つことは、人生の土台を築く上でとても大事です。上士幌町は、子供たちが大切にされ子育てしやすい町として、平成27年度に認定こども園がオープンし、すばらしい園舎とともに保育料もかなり思い切った料金、短時間型（幼稚園）は無料に、長時間型（保育園型）は半額でスタートしました。その後、少子化対策の目玉として、平成28年度から保育料は無料、町外からの移住者も増えて、高く評価されているところです。

ただ、料金が無料というだけでなく、環境も重要視しなくてはなりません。定員は、

それまでの120人を140人に増やしました。しかし、待機児童はつくらないとの方針で、人数が増え続け、平成30年度に定員を170人に増やしました。しかし、山村開発センターの改修も含め、現在186人の入所となっています。定員の1.2倍までの入所可能とはいっても限界ではないでしょうか。

以下、質問いたします。

１、今の現状をどのように把握をしているのか。

先生方も子供たちとの触れ合いを大切にしたいと精いっぱい頑張っていると思いますが、もっとゆとりを持って仕事ができるようにと思っています。

２点目は、今後の方針について。

当面ということで、山開センターを改修し分館の形で運営していますが、早急に一定の方針を検討するべきです。特に今はコロナ感染症対策が重要視されています。

３点目、町独自の基準を設けてはどうかと。

町は、職員数や１人当たりの面積など国の基準に沿って実施しています。この基準は1948年、72年前のままです。子供たちの成長にも合わず、またコロナ感染症対策もあり、町として最善の基準を設けるべきです。

上士幌町は、職員の基準を１・２歳児は独自の基準で、国の６人に１人の基準のところを４人に１人にしています。最善の保育を目指し、ほかの面でも検討するべきです。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　高齢者が安心して住める町にするために、山本議員のご質問にお答えいたします。

１点目の第８期介護保険計画に向けて、第７期の評価についてであります。第８期の計画につきましては、第７期の評価等を踏まえて策定中であり、確定的なことを申し上げることのできないことをご承知願いたいと思います。

その上で、まず要支援の方が利用するホームヘルプ、デイサービスにつきましては、介護保険の予防給付から移行し、一般介護予防事業も含めた介護予防・日常生活支援総合事業となりました。本町におきましては平成28年から取り組んでおり、従前同様のホームヘルプ、デイサービスを提供しております。

総合事業は地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるように保険者が地域とともに努力していく仕組みとなり、認定に関わらず誰もが参加できる一般介護予防事業と基本チェックリストで対象となった方が利用できるホームヘルプ、デイサービスがその方の身体状況等に応じて提供されております。

そのため従前の要支援１・２の方に利用制限や不利益は生じておらず、デイサービスを継続的に利用することにより機能維持が図られ要介護状態が重度化せず、また週１回程度のホームヘルプを利用することで一人暮らしの不安感が軽減され、自立した生活が継続されております。

チェックリストにつきましては、生活機能の低下のおそれがあると判断された場合には、デイサービス等が総合事業として利用できることになっております。昨年度においては約260名の高齢者に基本チェックリストの回答をいただき、約半数に生活機能低下が見られ、機能低下のリスクがより高い方には、デイサービス等、介護予防事業への参加勧奨を行っております。

基本チェックリストは主に高齢者本人が記入する主観的なものでありますが、運動機能を初めとした生活機能低下の有無を判断し、必要となる介護予防事業への参加勧奨が行える有効なツールとして活用が図られております。

介護保険料は今後３年間のサービス等にかかる費用見込額を根拠に算出されることとなりますが、事業費は年々増加しており、今後も高齢化等に伴い増加が見込まれます。全国的にも保険料は増加傾向であり、本町におきましても、その傾向は今後も続くと想定しております。

令和２年11月末で約7,000万円ある準備基金につきましては、今年度末までに策定委員会からの答申をいただくこととなっておりますが、将来的な保険料の急激な上昇を抑えるために、一定の額の確保をしながら安定した保険運営を図っていくことが必要と考えております。

２点目の三愛介護サービスについてでありますが、三愛介護サービスは、介護保険制度が創設された平成12年より町独自の高齢者福祉事業として実施してまいりました。開始当初は、要介護認定者が介護保険サービスを利用して支給限度額を超える部分を上乗せサービスとしての実績が多くありましたが、近年は、後期高齢者の増加により、在宅で生活する上で不安要素となりやすい食と移動手段に対する要望が高くなっております。

食につきましては、毎日の夕食配食として、安否確認を含めた給食サービスを実施しておりますが、件数が増えることで配送に課題が出てきております。また、通院サービスでは定期受診する医療機関へのタクシー運賃の４分の３を助成しており、本人の身体的、経済的負担と家族負担の軽減を図っております。

三愛介護サービスに係る費用は、後期高齢者の増加に比例して年々増加しております。各自治体においては厳しい財政状況で苦慮しているところでありますが、幸い本町におきましては、全国から支援をいただいているふるさと納税の寄附金の浄財により、健康

寿命を願って生涯活躍いきがい基金を創設しているところであります。健康寿命の延伸のために寄附してよかったと思われるよう使途を精査して、高齢者が安定した不安のない生活を送るための必要なサービスを実施していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、現在、第８期の計画策定に向けて計画策定委員会において協議中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

３点目の閉じこもりをなくするための新たな施策についてですが、今年度に実施した介護保険事業計画に係るアンケート調査では、約１割の方に「１週間でほとんど外出していない」という回答があり、昨年と比べて外出の回数が減ったという方が増えております。

今年は特に新型コロナ感染症の予防策として外出を自粛していることが想定されますので、引き続き動向を見守っていく必要があります。通常の場合でも加齢に伴い外出の頻度が少なくなります。外出を控える主な理由として挙げられたのが「足腰の痛み」であり、早期からの運動やリハビリにより筋力を維持することが必要と考えられます。また、後期高齢者においては耳や目の不自由さにより外出を控えている状況もあり、医療機関への通院治療が適切に行えるよう通院サービスの紹介や補聴器の購入費用助成については今後検討をしてまいります。

町営浴場につきましては、高齢者等福祉循環バスを利用しての来場が定着しております。平成30年度より、料金改定と高齢者の100円入浴回数を月８回から10回に増やさせていただきました。改定は条例による３年間の附則規定により実施しており今年度が最終年度となりますが、引き続き現状のサービスを維持してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　保育の充実のために、山本議員のご質問にお答えいたします。

１点目の認定こども園の現状についてですが、これまでの４月入園児童数は、平成30年度159名、令和元年度167名、令和２年度176名であり、11月現在は186名となっております。児童数の増加の背景には、様々な子ども・子育て政策について、就学前保護者の約82％が「上士幌町は子育てしやすい町」とアンケートに答えている点も要因の一つであると認識しております。

また、職員の働きやすい環境づくりでは、平成29年度から児童の増減にかかわらず抜本的に事務事業を見直し、効率化・簡素化・共有化を図っております。

教職員にとっては、ゆとりを持って子供たちに向き合える時間が何より重要であり、

今後も引き続き子供たちの豊かな行動を引き出せるよう環境づくりを進めてまいります。

２点目の今後の方針についてですが、北海道認定こども園認定事務処理等要領に基づき分室の設置に伴う園舎の規模及び利用定員について見直しを行い、平成30年の第１回定例議会において、上士幌町認定こども園条例の入園定数を170名に引き上げたところです。

平成30年度に開設した山村開発センター内の分室は、児童増に伴うゼロ歳児から１歳児の保育を進める施設として、臨時的かつ緊急的に整備したものです。施設の在り方については、今後の出生数や年齢別入園児童数の経年推移、将来見込み数などを見極めながら中長期的な視点で方向性を定めたいと考えております。その際、保育施設の整備、拡充というハード面に限定せず、こども園の運営の見直しや地域ぐるみで子育てを支援できる体制などソフト面についても検討してまいります。

３点目の町独自の基準についてですが、本町では国の職員配置基準を基本としつつ、町独自に複数のクラスサポート教諭、発達支援センターや保健福祉課、小学校と連携する教育支援コーディネーター等を配置し、新型コロナウイルス感染症下における切れ目のない保育や教育を進めているところです。

保育教諭の採用については、児童数により計画的に募集していますが、全国的に保育教諭が不足している中、パートも含めた会計年度任用職員で対応せざるを得ない状況となっております。

今後も、よりよい保育と幼児教育ができるよう連携する道内大学等の協力を得ながら保育の量的拡充や質の向上を図り、職員の業務改善も含め認定こども園の魅力化向上に取り組んでまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　それでは、１点目の高齢者が安心して住める町について再質問いたします。

まず、介護保険制度に関する３点にわたり、大体最後４点ぐらいになると思うんですが質問したいと思っています。

総合事業の関係ですが、答弁にもありましたように、町としては国の総合事業に移したデイサービス等の要支援１・２についても、本来からいけば手薄になるんではないかという心配もされました。それから基本チェックについても、きちんとチェックするけれども、そこで介護保険に移すのを振り分けられるんではないかという心配もされました。しかし、いろいろ資料を見たり答弁も聞く中では、かなり町も努力しまして、ホームヘルプ、デイサービスも従来どおりの体制で十分行っていると。

チェックリストについても、令和元年度の成果表も見たんですが、きちんと人数受けて、それをさらにやっていると。

質問にはなかったまる元運動は総合事業の中の一般予防で、あれも結構、見させてもらったんですが人気があり、すごくやられていると。そういう点では、第７期については国の様々な政策上のマイナス面もあったんですが、町としては努力されて結構頑張ってきたなという私は評価をしています。

それで、この件に関して質問したいのは、まだ詳しいことは決まっていませんので大枠のことだけ質問したいと思うんですが、国が今度は介護の１から５までを総合事業に移したいという方針を持っていたらしいんですけれども、当面、要介護の１・２を移したいというのを今回国も断念し、町も資料見ましたら、それはしないということを言っていますので、その辺について国がどんなに制度上、町民に不利益があるような制度になったとしても、町独自の総合事業に移った場合、介護予防事業移った場合には、町独自できちんとサービスを行うことが可能ですので、その辺について国にはきちんと、改悪と言ったら国はいいことしていると思うと思うんですが、そういうふうに制度上、不利益なことをしないように要望しながら、町独自で第８期についても、いろんなことがあっても従来どおりのサービス、それ以上のサービスをやっていくと。その基本点について、まず質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　高齢者の福祉サービスといいますか、対応については、人としてやっぱり人生全うするまで元気に長生きしてもらいたい。あるいは、生きがいを持って長生きをするということが皆さんの願いだろうと、そんなふうに思っております。ただ、加齢とともに肉体的な疾病だとか、様々な機能の低下だとか、これはもうやむを得ないということであります。

しかし、それをできるだけ、そのようにならないようにどうするかというのは、行政の大きな仕事だというふうに思います。そういった意味では、基本的には町民に等しく元気に長生きするための対策を講じると、施策を講じると。そこに国の制度や町の制度として必要な対策を講じていくということでありますから、町民一人一人が元気で長生きするということを視点に置いて要望だとか、あるいは残念ながら障害を持たざるを得なくなった、もっと深刻にならないように対策だとか、そういったことは総合的に町の責任としてやっていくと。

ただ、その中で様々な制度を使っていくというのは、これはどうしても必要なことだろうと。町単独でできる話ではありませんから、国としての政策面等をしっかりやった

上で、町としては、もちろん独自の対策を講じていくということには変わらないものだというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　国の動向を見ながら、それで介護保険制度そのものについては町で独自でどうのこうのできない問題ですので、それに付随する、もし介護のほうから町のほうに移された事業については、町独自でやっぱり十分きちんとするべきだと。

今回、チェックリストも心配していたんですが、かなりチェックリストに三百何人ですか募集して、二百何人からアンケートもらって、一人一人本当に掘り起こして、ちょっと危ない方については、いろんなサービスに来てもらいたいということを取り組んでいるというのがあったので、一概にもうチェックリストが悪いといった、当初の悪い、ちょっと危ないんではないかと言ったんですが、そういうふうに活用しながら介護予防の事業のほうに町民の方を、ちょっと足腰弱っている方を、介護保険とは別に、町独自の事業のほうに引っ張っていくということについては、努力されれば利点もあるのかなと思っています。

次に、保険料の問題なんですが、当初、第１期のときには3,906円。あのときに国から補助金もあったりして、3,500円だったような気もするんですが、どんどん一時は下がったりもしたんですが、ちょっと上がってきて第７期が5,000円と。全国平均的には五千五、六百円なのかなと。平均の試算を見ますと、全国的には七千五、六百円になるんではないかなという予想もされています。

その点について、８期については本来なら下げてほしいと言いたいところなんですが、せめて据置きしてほしいと。そのために7,000万円の基金を前回は約3,840万ですか、約半分ぐらい基金を崩して入れて３年間の保険料に充てたんですけれども、7,000万円をせめて半分、残さなきゃいけないので半分残しながらでも、せめて5,000円に据え置くことをぜひ、もう大体今、試算していると思うんですが、その辺について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　保険料については、お互いに支え合うという前提の下での制度だと、そんなふうに思っております。介護サービスが増えれば、それに伴って給付金も増えてくるということになります。

最近、介護施設、それから老健も含めて利用者が非常に増えてきているということで、多分、今議会の委員会の中で提案させていただきますけれども、給付金、負担金の補正をお願いしなきゃならんというようなことで、もう既に今までの想定した負担金では間

に合わないという今年の状況でございます。

加えて、後期高齢者がどんどん増えてきているということでありますから、そういった意味でのサービス料かかってくるということで、施設の利用が増えるということは、それは結構大切なことでありますけれども、同時にサービス料も伴って特に発生をするということでありますから、それを賄うための保険制度、保険料を設定していかざるを得ないというふうに考えております。

前回も、もうとにかく今は、できるだけ町民の負担を最小限に止めたいということで、5,000円を死守させていただいたということでありますが、かなりこれは平均的には低いほうだろうというふうに考えております。しかし、今のお話のように、後期高齢者の増加だとか、あるいは利用者の増加だとか、そのようにかかる経費が増大しているということを考えると、一定の値上げは皆様方にお願いせざるを得なんじゃないかだろうかと、このような認識であります。それをどのようにするかということであります。

先ほど申し上げた今議会での補正の中では、この基金も取り崩さざるを得ないということもありますので、7,000万という前提で次期に引き継ぐということではないということもご承知いただきたいなと。その分、町民の皆さん方といいますか、施設利用者につきましては行き届いたサービスを行うことができたということと、併せてサービスに見合うお互いの負担はお願いせざるを得なんじゃないだろうかなということでありますので、具体的になった段階で、また皆さん方にご意見をいただくということで、その際またご審議いただきたいなと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　いろいろ高齢者が増えるのと同時に、いいサービスをしようと思うと介護保険料に跳ね返ると。本当にもう大変な制度で、保険料を据え置くとなるとサービスを減らすとなっちゃうので、それはなかなか大変な課題なので、それは今後十分検討してほしいと。

そのために、結構、上士幌町としては認定者がそれほど多くないというふうに把握しているんですが、やっぱり介護保険制度外の三愛サービスとか、今度質問した補聴器の問題だとか、それから入浴の問題とか、介護に至らないまでのいろんなサービスが町独自で予算組んでできますので、その辺について、三愛サービスは従来から多分、サービスそのものはちょっと減ったものもあるんですが、除雪先は別になったりしているんですが、その辺について、通院と、それから給食は伸びているんですが、そのほかにも、もしサービスがあれば増やす予定はないのかと。

質問も結構時間制もあっていますので、その三愛サービスはまた別なんですが、でき

るだけ高齢者の方が外に出る機会を、このコロナの関係もありますので、そのためにはきめ細かく、何人利用するかは分かりませんが補聴器も結構要望があるんです。

必ずこっちの耳で聞くとかという、まず調整しながらしゃべったりとか、また入浴の関係についても、回数は８回から月10回に増えたんですが、高齢者の入浴の回数そのものは、利用者がそれほど伸び悩んでいるのかなという報告も受けた気もするんですが、でもやっぱり100円払ってもいいから回数、毎回100円払ってもいいから、もっともっと行きたいんだと何人かからも言われています。

それは、こういう時期だからこそ、お風呂に行って、通院して出かけていって、そこで、たわいもない話をしたり、こんにちは、元気かでもいいんですが、そういうことの機会を１人でも２人でも増やすというふうに、介護保険制度以外のサービスをもっともっと充実していくべきと考えますが、三愛サービスの問題と補聴器の問題と入浴の問題、３つまとめて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　三愛サービスは制度に乗れない方々に対するサービスということ、しかし、放置しておくと、それが機能低下につながっていくというようなところに行うということであります。適切な有効なそういった対策があれば、それはその段階で、また検討させていただくということでございます。

それから、補聴器の関係です。

やっぱり加齢で一番悩みになってくるのが、耳が遠いというところが、結構、目の不自由さよりも耳が遠くなるというほうが、かなりの割合として多いように感じております。最近は補聴器もかなり精度のいいものが出てきているというふうにも聞いておりますから、どのような形になるか、まだ制度設計については今後のことになりますけれども、補聴器で、そしてまたよそへ出ても、人と話をしても自信を持って話ができると。

多分、耳が遠いと、何となく聞こえなくても聞こえたふりをして話を合わすなんていう、そのような方も見受けられますから、決してそれは正しい姿でないんだろうなと。できれば話がしっかり聞こえて、お互いにコミュニケーションが図られて、それなりの行動につながっていくというためにも、この件については検討させていただきたいなというふうに思います。

入浴については、そもそもは自宅にお風呂がないということで、町営の浴場がスタートをしたと。これは随分昔の話になりますけれども、そういうことだろうと思います。今はかなりのところで、ほとんどが自宅でお風呂を持っているということでありますから、まずは自宅で入浴できる方は自宅でということであります。その上でプラスアルフ

ァの要素として、快適に温泉湯につかっていただきたいというようなことで、今、町営温泉のほうを経営しておりますけれども、今段階で年間2,000万ほどの持ち出しをしております。

今、高齢者の65歳以上の100円の割引が月10回でありますから、年120回くらい100円で入れるということであります。通常、自宅のところを利用しながら、そして温泉に入っていただくということであれば、十分サービスが行き届いた範囲の中での回数券でないだろうかなというふうに思います。

そのことも、お金に換算すると、今大体300人くらいが回数券を使っているということになりますから、全てではないだろうと思いますけれども、万度に使っていただくとすれば600万円か700万円ぐらいほどの分の支援をさせていただいているということもご理解いただいて、さらに健康を保っていただきたいなと、そんなふうに考えているところであります。

300円にしたことによって、値下げしたことによって入場者のほうが全体的には増えてはおります。一般の方々が増えて、それから町内だけでなくて町外の人方も入っていただいて、少しはこの収入を増やすことになっていますけれども、抜本的に赤字の分を補塡する、そういったことにはなり得ないだろうというふうに思っております。

より快適な環境でのお風呂に入るという施設として利用していただくという意味では、取りあえず10回分について、かなりのサービスだと。多分そもそもよその町にはないサービスだと、そんなふうに思っていますから、ご理解を賜りたいなと思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　山本議員、町長への質疑まだありますか。

（発言する声あり）

○議長（杉山幸昭議長）　１点だけ。じゃ、どうぞ。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　介護保険制度も関わるんですが、介護保険料払っているのに、なかなかサービスがないと。それから、いろいろ高齢者向けの納税金の関係のサービスもやっているんですが、なかなか高齢者向けのサービスがないというふうに町民の方々がやっぱり思い込んでいる傾向があるのかなと思います。そういう意味で、例えば保険料払っても、サービスがなくても、お風呂のこれが増えたんだよとか、補聴器の関係も介護保険の、もう認知症になる傾向がありますので、そういうことも含めて、やっぱり早急にやるべきだと思っています。

これは、補聴器は去年は９月議会ですか質問をしたんですが、国のほうもやる、やると言っても今ちょっと頓挫している最中なのかなと。多分一、二年なのか、今回のこと

もありますので、多分早めにやるんではないかなと思っていますが、そういう点について検討するんであれば、もうすぐに、来年からでもやるようにいろいろやったらどうかなと。補聴器も結構いいものができてきて、今一番増えているのが、簡単な耳かけ式の補聴器が年間何十万だか結構増えているという情報があります。

それから、私ちょっと行きそびれていたんですが、今年の９月頃ですか、町としても耳の学習会をやられたと私は把握しているんですが、そのように町も一歩進んで町民の方に向けて耳の学習会をしながら、どういうふうにやったらいいかということを踏み出しているのかなと、これも含めまして、ぜひ補聴器の関係、それから入浴の関係についてもぜひ再度質問いたします。

町長への質問は、これで終わりにいたしますが、再度質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　なかなか福祉の関係というのは、目に見えづらいというところがたくさんあるんですね。この負担金の軽減だとか、一般的には外につながっていかないと。一番大事なのは、何といっても低所得者だとか生活困窮者、安心して住める、そういったのが行政としての一番の役割だと、そんなふうに思っております。何かあったときには行政がその辺をしっかりサポートしてくれるというような、そういった環境を常に整えていくというような前提で高齢者福祉政策についてはしっかりやっていきたいと。

それから、元気な方はやっぱり元気でいるということが、そのことが極めて幸せなことだということを認識していただいて、いつまでも元気でいるように、自らいろんな運動をしたり、あるいは人との交流を深めたりしながら、そのように過ごしていただきたいなと。これが一番の幸せなことだと、そんなことをお互いに確認していく必要もあるんじゃないだろうかなと、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１１時０６分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１６分）

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　教育長の答弁を拝見させていただいたんですが、私、根本的に考えるのは、入っている子供たち、幼児、乳幼児含めて子供たちにとってどうしたらい

いのかということを前提に、いろいろなことを考えて質問したいなと思っています。

１問目でゆとりの問題なんですが、ゆとりを持って子供に向き合うというのは、子供にとってどうなのかなという視点で質問したつもりなんですが、もちろん職員のゆとり大事ですので、環境を整えるとか大事なんで、働きやすい環境は必要なんですが、子供にとって必要だから先生の働きやすい環境も大事にし、ゆとりを持って保育できると、そんなふうに私は質問したつもりでいたんですが、子供の現状がなかなか見えてこなかったので、だんだん先生方が働きやすい環境ができても、今のままの状況では、先ほど朝来るときも山開センターの下をのぞいたんですが、ちらっとしか見えないんですが、先生方大変だろうなというのが、それは子供にとって、子供たちが本当にゆとりがあるんだろうかということを視点に質問させてもらいました。

それで、それと含めて定員の問題なんですが、もともと120人で、昔の保育所が。140人に増やすときに、もちろん園舎変わりましたので、すごく広くていいなと思ったんですよ。ところが、140人を超えたあたりから、だんだんいいんだろうかと。

私は一般質問、定員の条例を変えたほうがいいといって、170人に変えたのはいいんですが、果たして定員変えるだけで解決するのかなと、その後見ていませんので、ゆとりを持って広い廊下で遊んだりとか、ロビーというか遊戯室で遊んだりとか、寝るときにも布団ちゃんと敷けるんだろうかと考えたときに、170人を超えたときに、それが子供たちにとって、面積的に国の基準だったら足りているんですよ。どうなんだろかといって、私は今回そのことについて質問させてもらいました。

それで、子供にとってきちんとゆとりのあるような保育ができているのかと。それから、定員の問題でも、きちんと１人当たりの面積は国の基準どおりかもしれませんが、140人のときに比べたときにどれぐらい、170人、今186人ですが、山開センターの分室つくったにしろ、完全に手狭ではないかと。その辺の状況をどんなふうに考えているのか、まず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　こども園につきましては、平成28年、当初人数が125名――違いますね。すみません。初めは102名からスタートしたこども園が今186名になっていると。その数そのものを見れば、当然、園の中が狭さを感じるというのは、これは否定はできないと思います。一方、その中で、じゃ、子供たちがゆとりがない生活を強いられているかというふうに今度考えたときには、当然その102名のときから比べると、狭いということは当然これはありますので、どこかでやはり制限はせざるを得ないだろうと。

そんな中で教職員、先生方がやっぱり知恵を出し合って、今まで学年、学年の縦の軸で動いていたものが横の軸で動いて、この場所で、またはなるべく屋外で体験できるものは体験、それからホールで場所を使うときについても、横の連携を取り合って進めていくという中で、そのゆとりという部分を確保するという部分では今、努力をしているという、そういった今、認識でおります。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　それで定員の問題なんですけれども、質問でも出したんですが、国の基準そのものというのは、えっと驚いたんですが1948年のままだと。要するに、１人当たりの面積と、それから教職員の人数は全然変わってないというのを私はつい最近知って、びっくりしました。

それと、これもつい最近の新聞で見たんですが、子供たちは大きくなっているんですよ、その当時に比べて。例えば５歳児でいえば、その当時、平均的に男の子は103.7だったのも110センチになっていると。女の子だったら102.5センチが今109.4センチになっているというふうに、子供たちは、赤ちゃんはそんなに変わらないと思うんですが、３、４、５歳児になると平均的に七十何年前に比べたら大きくなっていると。

国の基準そのものがそのままでいいわけないんですが、国の基準に沿っていくので、町はそれでいいので、いいと。1.2倍いいよといったら、二百何人入れますよと。その基準そのものが本当に今の子供に合っているのかということから疑問を持っていかなきゃいけないというふうに私は思っております。

町は努力して、先生方も努力して、コーディネーター増やしたり、あと今、募集している遊びとかを含めた協力隊を増やしたり、それは分かるんですが、そもそもの土台の１人当たりの面積、それからクラス分けするときの定員が今の現状に合ってないんじゃないかと。その辺をきちっと整理してから、土台をきちんとつくった上でいろんなサービスを提供していくと、そういうふうにしないと、この場所のここしかないですよと、そこの中に先生方を増やす、ああしよう、こうしよう、先生方の体制をどうしていくということじゃなくて、そもそも論の基準として町独自で基準を設けることができないだろうかと。

多分、今の面積的に、どれぐらいの１人当たりの面積になるか分かりませんが、その辺をきちんと考えた上で、さらに町長の言うように、子育てがしやすい町として、いろんな子を待機児童をつくらないようにするというほうを、土台をきちんと考えたらどうかという、その辺について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　まず、保育士の定数については、今、議員お話になったとおり、1948年ここから変わってないと。とはいえ、年度当初昭和23年から随分改定もされておりまして、現在では特にゼロ歳児の部分は、平成10年以降３対１という割合になっています。それまでは10対１、８対１、６対１、３対１という流れをくんでいます。やはり小さなお子さんに関わる保育が重要だという認識からなのかなと思っています。

また、今体型とかのお話がありました。その当時、昭和23年の子供の体型と今の子供、やはり今の子供は身長も大きくなってきております。じゃ、その子供たちが今いる教室の中で、それは十分なのかというふうに考えれば、そこはやはり考えなければいけないなという気持ちは持っています。

また、待機児童ゼロというお話で今、町は進めていますが、実は今年、去年、若干の表現的に待機児童といっていいのか分かりませんが、待ってもらっているという子供はいます。それは、特にゼロ歳児です。

ゼロ歳児につきましては分室の定員が15というふうに定めていることから、その枠を超えるということで、去年については５名ほど待っていただいています。どのくらい待っていただいているかとなりますが、大体２か月、または３か月、それについては保護者のほうといろいろこども園のほうがお話をして、分かりましたということで、現在は今１名待ってもらっていますが、この12月からは１人、その分室のほうに入ることができると。

ですから、今後、狭いという空間をどう解消していくかという部分については、答弁でも述べさせていただいているんですが、地域ぐるみでという部分に少しこの辺にも注目していきたいなと思っております。

幸いなことに、上士幌町の場合はパート職員の数が、平成27年に12名からスタートしたパート職員なんですが、今年度は30名がエントリーしています。その世代も20代から70代まで、平均すると52.9歳、そういった方々がパートとしてエントリーしてくださっています。その中でも保育士の資格を持っている方もおりますので、こういった方々の力、または今、民間のまちづくり会社でホットステーションというのも行っています。

これについては、時間が大体９時から４時くらい、10時から４時くらいだったかな、毎週金曜日に行っていますけれども、そういった中でも子供と親が一緒に集まって、お話をする座談会なんていうのも行われていますので、こういったものを頭に入れながら、特にゼロ歳児の子供たちについては、ただ単に園舎を大きくするという議論だけではなくて、社会ぐるみで、地域ぐるみで子育てできないものなのかということについて検討していきたいなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　地域ぐるみとか、いろんなことの意味がちょっと私はなかなか把握できないんですが、対策的にはそれはそれとしていいと思うんですが、基本的な園舎そのものが、今はあそこと、それから認定園と、今は山開センターとの中であるんですが、そもそもそこを何とかしなきゃいけないんじゃないかというのが私の考えで、そこをどうするのかということを早急に考えなきゃいけないと思う。

例えばの話で、建て増しはそう簡単にできませんので、例えば、前も言ったんですが、あそこの中にありますよね、地域のお母さん方が。そこを午睡室にちょっとできないだろうか。例えばそういうのとか、あと今、山開センターやスポーツセンターもちょっと移動して、そこで保育できないだろうかとかと。

そういうことも含めて何かできることをその近辺で、できるだけ密にならないように、たまたま帯広でコロナが出たのに、ちょっと新聞を見て、すごく気の毒だなと。マスクをして食事をするとか、先生方がしょっちゅう検温して消毒持って、それに追われているんじゃ、とてもじゃないけれども子供たちも先生方も大変ですし、また２月ぐらいに１回保育所を見させてもらって、今回はちょっとコロナの関係があって断られたんで、見に行ったら、本当に子供たち給食を食べるといったってしゃべりながら食べるし、遊ぶといったら戯れるし、それが普通なんですよ。

それをするなというんであれば、そういうことならないような工夫をした保育、あちこちある施設を利用しながら、そして伸び伸び遊ばせることが一番の保育だと思うんですけれども、その点についてどういうふうに、早急できること、それから地域の方々借りて、先生方は足りないと、ちょっと先生方なかなか募集しても集まらないので、そこは地域のパートの方、すごく私はいいと思うんですよ。それもしながら、密にならないようなことについて、どんなふうに当面やるのかと。

そう簡単に建て増しもできないし、山開センターもそう簡単に全部開放もできないし、その辺をやらないと、ちょっとコロナの関係もあるんで心配だなと、いつも思いながらいます。その辺について答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　今の、議員が例えばという部分の話です。例えばその地域サロンの有効活用、それから山村開発センターの例えば２階の部分だとか１階の部分も含めて、さらに、そうですね、今お話のあったのが、そういったところを活用しながら子供たちがゆとりを持って活動できる。そして、先生方がゆとりを持って保育ができる環境というのは、これはもう既に検討段階に今入っている状況です。

一方で、今後の在り方として、こういった今、保育士の数がなかなかということがありました。今、国のほうの緩和措置として、認定こども園については、保育教諭だけではなくて小学校教諭、それから養護教諭、さらに保健師、それから看護師、こういった資格を持っている方もカウントできるよということがあります。

町の中でどのくらいの方がそういった潜在的な方々がいるのかというのは、幼児教育課を中心にしながら調査をしたことはあるんですけれども、ただ単にそういった形だけで調査するのではなくて、こういった方々にエントリーをしていただいて、このパートさん方が今30人いると。30人いるということは、その方々もその子育てを地域ぐるみで、何か自分たちも応援できることがあるんじゃないかということのきっと表れなんじゃないかなと思っています。

ですから、また、さらにシルバー世代の中で例えば部屋が残ってあるところ、こういったところも調べていって、そういったところで今度は保育ができないかだとか、そういった様々な人と物というのかな、そういったものを調べながら、今、議員お話になった今できることが何なのかということは進めていかなければいけないという認識は持っております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　来年度以降になれば暖かくなるのでいいんですが、当面、この冬を乗り越えなきゃいけないと思うんですよ。特にここ１週間、３週間、来年１月も含めて乗り越えなきゃいけないと。そのために、やっぱり今できることを、そのときにできることを最善の努力をしないと、あのときにこうでこうすると計画を持っても、子供たちは、今の５歳の子たちは、もう来年学校に入るとか、赤ちゃんはもうよちよち歩くとかというふうに、そのときそのときの保育がもう積み重なって学校に上がるんだと思うんです。そのときやっぱり最善の努力するために、できることをやっぱりやるべきだと。

教育じゃないので。教育って、これを教える、あれを教えるじゃなくて、自然の中で子供たちが伸び伸びと遊べる環境をどうつくるかということは、その時々に応じて大事にしなきゃいけないと思うので、先の課題はまた先の課題なので、今できることをぜひしてもらいたいと。

やっぱりコロナは物すごい私も心配なので、多分それもあると思うんですよ。例えばあとは、私は要望書も出したんですが、保育所の先生方はやっぱり全員コロナのＰＣＲ検査を受けたほうがいいんじゃないかという気もします。学校の先生は、また学校でちょっと管轄が違うものですから、そんなふうにきちんとやって、お互いに接して自由に

できて遊ぼうよというふうな環境をどうつくるかと、その辺をぜひ検討してほしいなと思って、最後の質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　新型コロナ感染症の対応については、幾つか行っています。そのくらいは分かりますよと言うかもしれませんが、一応お知らせをしておきたいなと思っております。

登園の際の体温測定はもちろんなんですけれども、そこにきちっと教員が配置されているということ。それから、遊具、玩具の消毒なんかも行っている。それから、ＰＣＴＡの協力によって、Ｃというのは、普通はＰＴＡというんですが、Ｃ、コミュニティーですね。こういった方々によるマスクを作っていただいたりをして、小まめな部屋の換気なんかを行っていただいていると。

今、先生方にゆとりがないと子供たちへの保育、教育もままならぬということで、答弁にもありましたけれども、29年から見直しを行っております。それまで、こども園の先生方がなかなか年次休暇取れなかったんだと思います。しかしながら、平成29年には平均10.1日、これが多いか少ないかというのはあるんですが、それを境にしながら、平成30年は10.7日、昨年度は15.8日、先生方が休みたいと思えるときに休めるような体制ができてきたと。その陰には、ただ単に３対１だとか６対１の数字にとらわれず、教育支援コーディネーターだとか、今その募集している体力の関係もそうです。さらに、小学校と認定こども園との連携接続の部分の教員の配置、また発達支援センターとの横のつながり、こういったことを通して先生方が真に子供と向き合える時間を今確保しているという状況です。

ただ、これもゴールではありません。ゴールではないと思っています。今、先ほど述べたようないろいろな方策も交えながら、保育環境がゆとりある充実したものになるように今後も努めていきたいなと、そう考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、２番、山本和子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午前１１時３５分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時３６分）

◇　江波戸　　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　高齢者が安心して生活ができる環境整備と町の独自政策を高齢者に具体的に示し、生涯活躍のまちづくりを推進する方策について。

現在、我が町の高齢者は1,705名で高齢化率は34.27％、高齢者世帯数は1,230世帯で47.3％となっています。間もなく団塊の世代と呼ばれている年代も後期高齢者に加わる時代となり、従前の後期高齢者と少し異なった高齢化社会の状況が見込まれると思います。

さて、本町が基調として進めている人口ビジョン・第１期総合戦略「いつまでも暮らし続けられるまち」の５つの基本目標に生涯活躍するまちを人口ビジョン・第２期総合戦略に新たに加え、子供からシニア、障害のある方、外国人など誰もが安心で健康で充実した暮らしを送ることのできるまちづくりを目指すものとしています。

この生涯活躍するまちを含めて６つの基本目標の取組を我が町の独自的なまちづくりの方策として、町民に見える推進目標をより具体的に示すことにより、町民がこの町に住んでよかったと認識するものと思います。特に高齢者がこの町に愛着を感じ、健康に住み続けるためのまちづくりへの具体的な取組の方向とその検証の在り方について質問いたします。

１点目、株式会社生涯活躍のまちかみしほろに対して、行政ではできない業務の委託事業等の効果及び点検と今後における町からの具体的な委託の内容と、その効果の点検方法について伺います。

２点目であります。高齢者が日常的に外出し、いつもで集いやすい公共コミュニティー施設の現状と、その利用状況及び今後の高齢化を意識したコミュニティー施設の在り方と活用について。

３点目です。高齢者の日常生活の不安として、いわゆる足の確保としての交通対策と自宅周辺や歩道の除雪等、多くの困り事があると思います。これらの困り事への現状の対応と今後の具体的な取組について。

４点目、高齢者を対象とした公営住宅の現状と今後の低家賃を含めた公営住宅、一般住宅の住み替え、賃貸住宅、サービス付高齢者住宅に係る取組への対応と地域コミュニティーについて。

５点目、デジタル化による効率的な生活環境づくりが全国民を巻き込みながら進みますが、我が町の高齢者に対応する親切で分かりやすいデジタル化へのプロセスと取組について。

次に、高齢者が生涯活動としてサークル活動などで制作している作品の公共施設での常設展示場所の確保、道の駅、ナイタイテラスなどの販売部門に対し公共施設への町民参加の一つとして、町民用ミニ販売コーナーの設置について。

次に、まちづくりに大きな足跡を残してきた高齢者を敬う町の取組も重要であり、高齢者が生き生きと活動を行っている町は、外から見ても魅力を感じるところです。この魅力は、移住・定住の選択を行う場合の自治体評価の一つの指針と思います。

新たな取組で高齢者を敬い、励ます担当として（仮称）敬老係を新設し、高齢者に関わる団体との調整や行政の各課が抱えている高齢者を中心とした対策を専門的に取りまとめる係の配置も必要な時代と思います。併せて、高齢者が経験した町の歴史を残す資料作りなども大切な生きがいになると思います。このような高齢者を敬う対応を専門とした新たな担当係の設置について。

最後に、高齢者が安心できる医療、福祉、見守り対策及び災害対策等に対する現状と今後の具体的な方策について。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　高齢者が安心して生活できる環境整備と町の独自政策を高齢者に具体的に示し、生涯活躍のまちづくりを推進する方策について、江波戸議員のご質問にお答えいたします。

１点目の生涯活躍のまちかみしほろにつきましては、健康寿命をコンセプトに生涯にわたって誰もが活躍する地域社会を目指し、第１期総合戦略の主要施策の一つとして位置づけ、第２期へと引き継がれております。

第１期の検証につきましては、目標をおおよそ数値化していますので、ＫＰＩを数値目標に対して成果が見える形で行っているところであります。

生涯活躍の事業は多岐にわたっており、その一部をまちづくり会社に業務発注しております。地方創生や公共サービスの観点から成果が期待される事業につきましては、継続、または新たな地域課題に取り組む事業等であれば連携を取って進めることとしております。

２点目の高齢者の集いやすい公共施設についてであります。

高齢者に限らず、地域のコミュニティーの拠点として自治会館や地域の集会場があります。文字どおり自ら治める地域の集会施設として役割を担ってきておりますが、コミュニティーの希薄化が指摘される中で利用が減少傾向にあり、一方では地域住民の活動エリアが全町的に広がってきている感があります。元気な高齢者は車や徒歩で、体が不

自由な方や農村地域の高齢者は福祉バス等で、生涯学習センターわっかやふれあいプラザ、スポーツセンター、医療福祉施設、デイサービスセンターなど多様な施設の中で健康づくり、サークル活動、交流仲間づくりなど思い思いの活動を行っております。

これらの施設では趣味等の仲間による新たなコミュニティーが形成されており、今後におきましても、高齢者の様々なニーズに対応できる、関係する皆様のご意見を聞き次期の総合計画に反映すべきと考えております。

３点目の高齢者の移動手段の確保や困り事の対応についてです。

誰も、いつでも、どこでも快適に移動できる交通システムの整備が課題となっており、中でも交通弱者と言われる高齢者にとっての移動手段の確保は急ぐべき課題と認識しております。そのため地域交通のハブ機能として交通ターミナルを建設し、現在取り組んでいるのが地域公共交通の将来を見据えた計画の策定であります。実効性のあるものとするため、町内で運行している自家用車を含む様々な乗り物の最適化を図る取組を進めております。

注目の一つは、農村地域から高齢者等福祉循環バス利用者に対し、タブレットを活用したデマンド運行の実証実験を進めていることであります。高齢者はＩＣＴが苦手という一般的なイメージがありますが、積極的に活用しているという事例の報告を受けております。実用化となれば、農村地域の自宅から交通ターミナルを経由して、帯広まで雨風に当たることなく快適に移動することが可能となります。

除雪につきましては、長い間の議論を重ねてきた課題であります。その積み重ねの結果が今日の除雪方法につながっております。家の周りについては通常ご自身にお願いしておりますが、体が不自由な高齢者の方等には、費用助成制度と建設業協会や一般町民のボランティアのサービスを実施しております。

今後におきましても、改善すべき点については柔軟に対応してまいります。困り事は誰もが抱えているものであります。解決方法は自分自身、親族・知友人、行政など多様と思いますが、課題と思われるのが、核家族などによる相談相手が少なくなっていることであります。そのため公的機関への相談が増えているように思いますが、限界もございます。

このよう中、新たな困り事の相談窓口として、まちづくり会社への照会が増えてきております。除雪についての依頼もありますが、支援側の人材不足によって様々な困り事全てにはお応えできていない現状にあると聞いております。

４点目の高齢者を対象とした公営住宅等の現状と対応についてであります。

現状、老人アパートとして運用している住宅は９戸となっております。老人アパート

として限定はしておりませんが、ふれあい団地においては、高齢者や体の不自由な方が１階に入居できるように配慮をしていることや、まちなか住宅の建設及び北団地の改修においては、高齢者対応型としてバリアフリー化や設備改善による居住性向上の取組を進めております。

高齢者の公営住宅等への住み替えについては、セミナー等では直ちに住み替えたいという声はなかったと聞いております。一方、移住者等からは広めの中古住宅のニーズがあることから、不動産情報の提供やマッチングイベント等の必要性を感じているところであります。

また、民間の賃貸住宅につきましては、これまで430戸ほどが町の制度を使って建築しております。一方で、サービス付高齢者住宅につきましては、大都市部に集中しており地方でのビジネス化は見えておりません。賃貸住宅を含め、社会の動向を見極めて対処すべきと考えております。

このような状況の中、移動手段が多様化し市街地中心部へのアクセスが容易になっていることから、高齢者におけるコミュニティーの在り方も広く市街地を入れた視点も必要かと考えております。

５点目の高齢者に対するデジタル化の取組についてであります。

今なお拡大しているコロナ禍は、これまでの価値や常識を一変させております。密になる集会が姿を消し、一方、コロナが我が国のデジタル化の遅れを顕在化させました。急ぎ教育現場ではＧＩＧＡスクール化を加速させていますが、世界の主流から大きく後れを取っております。

中でも高齢者への対応は未整備で、ＩＣＴが日常生活に定着するには多くのハードルを乗り越える必要があります。高齢者が実際にＩＣＴ機器に触れて、簡単に操作できることや生活に役立つことなど、具体的に実感してもらうことが重要と考えております。その点、現在、タブレットによる福祉バスの予約や見守り、健康相談の実証実験を重ねる中で理解を深めていく地道な取組が大切と考えており、高齢者に寄り添ったサポート体制の充実が必要と認識しております。

デジタル化のプロセスについても、総合計画の中でしっかりと議論すべきテーマと考えております。

６点目の町民用ミニ販売コーナーの設置についてであります。

町民の作品が商品として評価されるのは、とてもすばらしいことです。実際、サポートセンター白樺の皆様が制作した作品や農家の方の農畜産物、個人の自慢の作品が道の駅で販売され、運営会社でも町民の文化活動の発表の場としても活用を歓迎しておりま

す。展示コーナーの設置につきましては、参考になる提言でありますが、展示の配置などは経営の視点から運営会社に判断を任せるべきと考えております。

７点目の敬老係の新設であります。

我が町を開拓し、発展させてきた高齢者を敬うことは論を待つものではありません。そのために幼児期から義務教育においてもお年寄りを敬う教育活動を行っており、行政においても、社会教育では生きがいや健康など課題に応じたプログラムの提供や、福祉や保健分野においても、敬老の精神をもって高齢者に関する施策を講じております。

また、必要に応じて各課が一堂に会し情報交換等で対策を講じておりますことから、担当課の新設の必要性は低いと考えております。

８点目の高齢者が安心できる医療、福祉対策についてであります。

本町の高齢化率は横ばい状態でありますが、今後、後期高齢者が団塊世代の加入で増えることで、介護サービス費や医療費の増加も懸念されるところであります。そのためにも元気な段階から持続的な生活習慣の改善に取り組み、支援が必要な方には早期に適切な三愛サービスへの参加の奨励・見守り等、地域包括ケアシステムの理念に基づき施策を講じることが必要と考えております。

防災につきましては、災害情報の一斉配信や自ら守る訓練などを行っていく必要があります。

全ての町民が健康で長生き、そして生きがいを感じられるよう、そのような町を目指していくべきと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、町長のほうからも、質問が多岐にわたったような感じですから、大ざっぱな部分も含めて一定程度、考え方について示されました。

本町においても、地域再生法に基づいて生涯活躍のまちづくりという形を対応していると思いますけれども、やっぱりまちづくりについては、基本的にオリジナルのまちづくりという部分では、町長もいろんな意味で、その考え方を示しながらまちづくりを進めてきたのかと思います。その一つとして、通称まちづくり会社を設置しながら、町もそれなりの支援しながら来ていると思います。

僕はこの部分で、今の質問の中にもあった部分で多くの高齢者対策を含めて、このまちづくり会社の役割というのは結構多岐にわたっているんだろうというふうに認識しています。そんな意味で、１つは、この設置の目的であった行政ができない仕事、これをこのまちづくり会社にお願いしながら、非常にスピードを持って、まちづくりなり、町

民への対応をしていきたいという認識があったと思います。

そのためには、会社としての方針といいますか、事業継続をどういうふうに進めていくかという大きな方針の中にあり、一定程度の専門性と、それから今までの事業についても、かなり多くの町からの委託なり支援を受けながらという印象が強いというふうに僕は認識していますけれども、そうなると、やはりどのような内容で、今後、明確にまちづくり会社の役割を本当にきちっと整理していかないと、僕は一つは自立という問題も会社ですから当然必要でありますし、町民としても、ここに支援するとしたら、町民の負担等もやっぱり感じる時期が来るかというふうに認識しています。

そんな意味で僕は、やはり会社に対して委託内容の専門性と目標を持った連携が必要ではないかと思っています。今の段階でも確かにオリジナルの連携の仕方をしているかと思いますけれども、この点について、もう少し内容をちょっと加味しながら、その考え方について問いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今ご質問ありました町ができないことを向こうに担っていただくということでありますけれども、その前提には、公共サービスと公共性のある事業ということであります。

つまり社会性があるソーシャルビジネスという視点でありますけれども、ここに仕事として期待するのは、行政が今まで町民から要望があった事業、具体的に動いていますけれども、例えば人材センターなんていうのは、もうかなり以前から要望があって、しかし、行政でも手がつけられない、それから、福祉関係団体においても実際はできないというようなこと。それから、無料職業所についても、これは行政で窓口はつくっていますけれども、積極的に勧誘したり、あるいはマッチングのことだとか、そういったことはなかなかできてないんだということでありますから、できないということもありますし、それから、任すことによって有効にその事業が展開されていくというようなこと、そのいずれにしても、町民にとって必要な事業がこの中で行われていくというのが、基本的にこのまちづくり会社の役割だと。それが、たまたま組織として株式会社という名を名乗っているということであります。

ですから、この仕事についても、公共性ある仕事、それは住民サービスのために誰かがしてもらえるというところがあれば、そこにお願いするというのは、このまちづくり会社に限らず、いろいろな場面で公共事業としてあるわけであります。それはそれとして、これからも必要性を感じながらやっていくということと、あとはもう独自の問題については、それは独自に自分たちの得意な分野で頑張っていただければ、そんなふうに

して、職員が安心して、そこでなりわいとして生活できると、そんなような関係をつくって基盤としてしっかりしていただければなと、そんなふうに思ってます。

そのために、より仕事の期待される町民なり、あるいは行政からも、その仕事としてお願いするためには、そこでできる人材等がなければ、なかなかそれは物事として成り立つものではないと。そんなふうに思っておりますので、今、仕事を頼んでいるものについても、今いるスタッフの中で、それ相応の経験なり、あるいは人手で対応してもらっているということであります。

ただ、最終的には、そこに限らず、行政もそうでありますけれども、人材の確保なり、あるいは育成というのは非常に組織を運営する上で大切な要素でありますから、これはこれからも会社として優秀な人材の確保や、あるいは会社の中で資質を高めるような、そういう努力のほうもお願いをしてもらいたいなと、そんなふうに思っております。

そんなんで、この会社が町民からやっぱりいろんなことの取組が必要なんだと、こう思ってもらえるとすれば、そこに当然、対価としてのお金が発生してくると。それは行政で委託するのか、あるいは個人がそこに支出するのか、それはいろんな形態ありますけれども、そういうことだろうと、そんなふうに考えております。

そんなことで、これからの自立の問題も、そういう社会的に非常に期待されているということであれば、それが自立の道につながっていくものと、そんなふうに認識しております。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

（午前１１時５９分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　先ほどの続きで、まちづくり会社の関係等を含めて若干またお話ししたいと思いますけれども、今、まちづくり会社のほうも、町の支援を受けながら、委託を受けながら一生懸命頑張っていると思います。僕はやっぱり何らかの形で、いろんな町村によっては、また市によってはいろんな形のまちづくり会社がありますけれども、そのまちづくり会社は結構、地域貢献しながら、かなり資金の活用を含めて頑張っているまちづくりの会社も結構見受けられるなというふうに認識しています。

今回、資料によると、町のほうで委託しているのが7,330万ほどで、大きな委託費を対応しています。先ほど町長のほうからあった効果の部分で、人材センターについても、おおむね、かなり2,000万ぐらいの総体的な部分で支援をしながら、マッチングシステムなりマッチングサービスの研究なり、そんなことをどうするかという部分で、きっとあると思います。

国のほうから支援を受けている部分については、やっぱりその活用をしながら基盤づくり、このようなことも含めて、僕は基盤づくりをしっかりしてもらって、その中で国の支援を受けながら対応している部分については、しっかり人材なり施設なり、そういうことを確立しながら、一日でも早い段階でこのまちづくり会社については自立してほしいし、専門的な見解を持った人材の育成、先ほど町長からありました。これはすごく当面、このまちづくり会社においては必要な事項だと思いますから、そんな視点で委託等についてのチェック機能もあってもいいのかなと思っています。

ちょうど第８期の三愛、介護、障害者計画が今、練られているところでありますが、この中の委員さんの中に、きっと本来、こういうまちづくり会社の専門の人が入ってきてもいいんではないかと思いますけれども、今回の顔ぶれを見たら、どうもそういう部分の人材がいないという部分で、やはりちょっとそういう意味では専門性の意見を持つだけの会社になってほしいなという認識を僕はしていますんで、そんなことを含めて対応していただければと思います。

このまちづくり会社は本当にこれから期待できるように、少しずつ今、地域の人方となじむような形で進めていますけれども、そこにまた利害関係でいえば利益のほうがなかなか見えないというのもありますから、そこら辺についても、また町も区切って、町民との特に高齢者との交流なり、そういう対応、こんなことについては支援ということも僕は理解できると思いますけれども、そんな方向を含めて、今の状況を含めて町長のほうからの若干の期間しか、まだ発信してからたっていませんけれども、これについての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　生涯活躍のまちが法律で制度化されて、まだ年数が何年もたってないということです。この背景には、地方が活性化していくというために、うちの町5,000人、いろんな人が元気で頑張るということが、これが非常に大切だという視点で立ち上げた、制度化したものであります。

そんな意味では、まだまだ成熟した姿というのは、なっておりません。その間に地方創生という視点では、交付金等の基盤の確立を含めて今は支援をしてもらっていると。

これについては、地方創生、そして生涯活躍のまちだという視点で提案したのが国で採択されているということですから、これはいろいろな形で調整してもらいたいという国の方針でもあります。

ただ、地方創生の交付金がどのような形でこの後制度が続いていくのかというのは、まだ不明であります。当面、第２期として今３年間継続するということでありますから、その中で、このまちづくり会社が得意な分、それから町として必要とされる分、町民が必要としてくれるもの、これらがどんどん修練していくものだというふうに思っています。

今やったものが全てこの後もずっと継続するということではなくて、その時々そのときにニーズも変わっていくし、個々に求められるものも変わってきます。でも、いずれにしても、地域の方々がこれが必要だというところに事業のほうも重点化していくようになっていくだろうと思いますから、固定的に考えないで、その辺は幅広にまちづくり会社が今、運営をしながら、あるいは見直しをしながら自走しているということだろうと、そんなふうに考えております。

人材センターそのものについては、400万ということでありますけれども、新たにＭＹ　ＭＩＣＨＩプロジェクトだとか、いろんな取組もしております。高齢者のみならず、ここに人が来る、そして雇用とのマッチングだとか、そういった新たな取組なんかもしておりますから、そういう中でこのまちづくり会社として評価がされ、事業の継続が進むものと、それから一定の期間を過ぎて、ある程度役割を果たしたということであれば、それらについては見直しをするというような対応がこれからも必要になってくるんだろうと思います。

いずれにしても、固定的に物を考えるというのは決していい話ではないだろうと思いますし、町民にとって、これが必要だというものは、さらに充実していくという視点で会社の経営方針もやっていただいているというふうに思いますし、そのために町も連携を取っていきたいと考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、町長のほうからも、考え方の概要について述べていただきました。

次に、集いやすい高齢者の施設の在り方という部分で質問したいと思いますが、先ほどもちょっと山本議員さんのほうからもあった例えば認定こども園の関係では、あそこに先ほどありました地域サロン、この活用について、建設当時については、あそこで高齢者とあそこの認定こども園の子供たちが交流したり、そういう場所だというふうに構

想の下、対応したという部分があると思いますけれども、その後そういう部分がなかなかないとか、わっかについても、高齢者がなかなか集まって、何げなく行ってそこで歓談したり対話をしたりという部分がなかなかないなという部分もあります。

特に先ほどちょっと話を聞いていたら、あれ、おかしいなという部分が、あそこまたこども園の分室の分室を造っちゃうみたいな意味合いも感じたんですけれども、本来やはりそこに仕掛けがないから、きっとそういう形で地域サロンの活用が全くされていない。僕もあそこ何回か去年まだコロナが出ない前使わせてもらったんですけれども、全く使われてないような状況ですから、やっぱりこのサロンづくりとか、コミュニティーの場づくりという部分については、町も仕掛けていったり、設置者が仕掛けていくという必要性もないと、なかなか人は寄ってこないのかなと思っています。

コロナ禍で今、福寿協会でやっているこでまりでしたか、あそこの交流コミュニティー施設については、仕掛けがあるから、毎週、高齢者の人たちとか地域の人たちがそろって歓談したり食事をしたりという、そういうやっぱり集まりの仕掛けづくりも、これから町のコミュニティーを含めた施設の在り方にもあるんじゃないかなというふうに思っています。

そんなことを含めて、まず１点目は、こういう仕掛けづくりをしたコミュニティーに高齢者が集まりやすい環境づくりについて、ちょっと確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　仕掛けづくり、それもそうだと思いますけれども、高齢者自らがどこで、どんなところでくつろいだり、あるいは交流をするかと、自分の居場所のいいところにやっぱり集まっていくんだろうなというふうに考えております。

こども園のそもそものあそこのサロンについては、この制度を利用するときに、こういう交流が必要だというのが前提条件としてあったと。これは森林関係の交付金事業を使ってやって、地元の木材なんかをふんだんに使っているということであります。そんな中で交流を１つその事業の中に取り入れるというのがあって、まずは交付金を活用するという前提から、あの場所もつくったという側面も一部にあります。

もう一つは、子供たちのお年寄りの接点、お年寄りの持っている様々な経験、例えばおはじきだとか、いろんなことがありますけれども、そのようなことも、あそこの場で子供たちと触れ合ってほしいなと、こんなような思いもありました。

現実の問題がお話あったように利用度が少ないということでありますので、まだ一つ一つがそういった制度の問題がありますので、様々に多目的に活用するということはなかなか難しいということと、あそこの中でというのは、やっぱり基本的に雑談して、そ

んなに何かあそこでイベントをやるだとか、講演会をやるだとか、そういうレベルのところではないだろうと。以前は仲間が集って食事、昼食をあそこで取っていて、お互いに話をしていたりなんかしていたことがあったということです。そういう意味での仕掛けづくりというところでは、身近なところの園児とお年寄りがどんなふうにして交わるかなんていうのは、これは重要なポイントの一つだろうというふうに思っております。

そういったときに、保育士がまた新しい仕事になるんで、きっと大変な要素もあるのかなと。先ほどもお話ありましたけれども、子育ての関係で教職員の人材確保にも苦慮しているというようなことがありましたから、本当はそういったところも活用していただければいいなと、こんな願いも持っていたわけでありますけれども、現実のところは、まだ動いてないということであります。

あそこは設置場所が遊ぶ場所でありますので、できれば園児との触れ合いをするようなそんな仕掛けが、まずは第一義的に考えられることでないだろうかなというふうに思います。それは先生方の教育プログラムの、あるいは保育プログラムの中で、そういう猶予があるのかどうか、これは担当のほうとも、せっかくあるサロンをもっと有効に活用する、そんなようなことの具体的な仕掛けはないものかと、これはまた検討材料にさせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　本当に町民が集いやすい場所、特に高齢者というのは、今年ばかりでなくて、特に今年はそういうなかなか出るような雰囲気にないという部分がありますけれども、今からこういう考え方をしておかないと、この次に何となく町へ出たり、人と話したりという時期はきっと来ると思っています。そのためには、やっぱり今から物事を考えておいたほうがいいのかなと思っています。

先ほども浴場の関係ありました。今、70歳以上については月10回100円で本当にありがたいなというふうに思っています。ただ、僕も先月も万度に10回ほど使わせていただきました。

その中でやっぱり使っている方と使ってない方の差という部分が結構あって、僕は健康増進センターという部分について、もう少し交流の場にあってもいいのかなという部分で、なかなか交流という一般的なグループの対応はしていますけれども、交流の場になってないなという部分もありますんで、ああいう風呂を活用したり、そこに寄っていくという部分で含めて、健康増進という部分は、きっと人と人の交わり含めて、そんな場所で健康というのも結構できていくんだなと思いますから、そういうところの視点も持って高齢者が行きやすい、もう少し環境、雰囲気づくり、それから先ほど、余分なこ

とを言っていますけれども、仕掛けづくりも含めて必要になってくるかと思っています。

それと、もう一つは、僕の町内会で町内会長を６年ほどやっていたり、今は西集会所の管理対応もしていますけれども、例えば西の集会施設については、地域からだんだん離れてきているなというふうに思っています。

運営も大変ですし、管理する人もいないという部分もありますから、せっかくの集会施設をもう少し違う形で考えてる時期に来るのかなと、そんなふうに認識しますから、今ある対応を含めて、どういうふうに対応していくか、こんなことも含めて、これから考える部分もあると思いますし、地域によってコンパクトタウンの推進というのではないんですけれども、役場周辺には結構、公衆的なトイレ、今度はいろいろな意味で施設がありますからありますけれども、地域によっては公衆的なトイレがないところ、特に市街地の商店街の中にもそういう施設がないという部分で、やはり高齢者にとっても、そういう町に出ていったり、そういう買物行ったりという交流の場も含めて、そういう整備も必要でないかというふうに僕は認識しています。ここら辺について考え方あれば、またお話しいただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　地域に設置している集会所の利用が、その場所によっては少なくなってきていると。たしかそういうことだろうと、そんなふうに思っています。

そもそも集会所の設置の狙いでありますけれども、かなり以前については、特に農村地帯なんていうのは各集落ごとに集会所があったということであります。それが一定の年月を経て各学校区のほうに設置をしたということであります。いずれにしても、自分たちの集会所を自分たちで管理運営をしていく、日常の様々な地域活動をそこで中心的に行っていくということを目的に地域での自由な活動の拠点として設置されてきたというふうに思います。

その時代、時代、一定のこの役割を果たしながら来たというふうに思いますが、最近では特に少子化、そしてまた高齢化という時代の中で、子供たちを軸にした活動が地域の中ではほとんどなくなってきたということと、それから高齢者のほうについては、先ほどの話であったように、中には外に出るのがおっくうで、１週間に一度も出れるか出れないかというような、１割ほどあるというようなことで、そういった活動もなかなか難しくなってきているということから、改めてこの地域の集会所はどうあったらいいのか、本当にどのような形が必要なのか、まずは自分たちで管理できないというようなことになったときに、じゃ、それを行政がその管理を運営をするのかというようなことを基本的なところも、この際、集会所の在り方、歴史的な背景を含めて、さらにこれから

のこの、いわゆるコミュニティー、地域のコミュニティーやあるいは集会の在り方、大体は小学校区だとか中学校区でありますけれども、例えば今もう小学校区の残りとして各農村地帯には学校跡地のところに公民館、集会所があると。しかし、街中については、今、街中に大体いろんな施設があって、いろんな人のニーズに合わせた対応できるような状況になりつつあると。

問題になるのが足の問題だとか、そういったことがありますけれども、これらについても、コミュニティーバス、福祉バス、こういったことでかなり潤沢になってきている。さらに、それらを精度の高いものにしようという、そんなような社会地域全体のこの構成が変わってくるといったときに、改めて集会施設はどうあったらいいのかなんていうのは、これは第８期でこれからもつくられますけれども、そんなときに意見をお伺いするということもあるだろうなと。

特に本当に今でいうと、これが本当に必要なのかどうかという、そんなようなところも今の話の中も含めて感じておるところであります。それから、結構たくさん使われているところもあります。いろんなその町内会によっては違いがあります。

それから、その町内会のすぐそばにあるところ、それから同じエリアであっても離れているところの利用の問題、こんなようなこともありますので、様々な個別課題があって地域活動をどうしていくのかというのは、これから大きな転換期の中ででも、そのありようについては、いろいろと検討していく、この時期だろうと、そんなふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　そんなことで地域のコミュニティーの施設等についても、また見直しを含めて、時代、時代のやっぱり活用と、それから現状を含めて対応をお願いできればと思います。

困り事のことについて若干質問したいと思いますけれども、今、長年、行政区のほうからも、市街地の特に行政区等については除雪の問題、こんなことが要望の中でもあったんですけれども、なかなかうまい解決というのはできないなと思っています。ただ、これからもまだ高齢化していく中で、今、75歳以上が1,000人ぐらいますから、そういう過程を含めて、それから考え、以降また高齢化が進む中でこういう問題もかなりもう少し違う考え方でいかなきゃならんかと思います。

そんな部分では、１つはやはり雪対策の基本的な方針といいますか、そういう部分をやっぱり町民に明確に計画策定等含めて対応する時期に来ているんじゃないかなと思っています。当然、これについては地域の方々の自分の力なり、それから共助なり公助な

り、そしてまた本当にそういう意味では業者の力とか、ああいう一定程度の企業、先ほどの人材センター等含めて、やっぱり一定程度総ぐるみで点検しながら、どこまで対応できるか、こんなことを含めて基本的な計画もあってもいいのかなというふうに思っています。

それと、もう一方の困り事の一つは足の確保という部分になります。交通ターミナルができているんですけれども、見方によっては、僕的な見方では、やはり活用がこれから町は拠点として対応するという部分は認識できますけれども、現状を含めて、なかなかうまく利用できないというのが現状かと思いますけれども、もう一つは、お出かけしやすい体制のもう一つで、今、デジタルで、それからこの間は郵便局の集配車という部分等含めてありますけれども、帯広の高齢者おでかけサポートバス事業とあります。

市内の部分については、70歳以上の方については、このパスポートがあれば、もう無料で対応できるという部分があります。

もう一つ、町内の動きの一つとして活用できるのが、僕は路線バスだと思います。本町は幸いに十勝バスと拓殖バスという２つの路線があって、地方の自治体としては結構路線回数が多いというのもありますし、これから高校生の対応を含めて路線化、乗り合いの率も結構高くなっていますけれども、それ以外に、町内において一定程度の年齢の方にサポートのパスポートを発行して、町内だけでも、この路線バスに乗れるような仕組みづくりもあってもいいんではないかと思っています。

とりわけ今回については、道の駅の設置によって、また道の駅のところを通過するという部分で少し路線バスの行動範囲も広くなっていますし、このバスを無料で使えるということによって、地域の人にとっては風呂に行きやすくなったり、図書館に来たり、それからまた買物とか病院とか、結構本数が今までの福祉バスより住んでいる場所によっては利用価値が高いのかなと思っています。

当然これは相手のあることでありますから、それと含めて、僕は帯広がやっているんだから、うちの町はもっとやりやすいのかなという認識しながら、足をできるところから確保するとしたら、その１つの方向かなと思っていますんで、これについての考え方についてお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　足の確保はこれからの福祉政策の中で重要だと、そのように思っております。それで、今、地域の交通の基本計画をつくっているということであります。町が今、このために路線バスのマイナス分だとか、あるいは福祉バス、さらにはタクシー、そのほかスクールバスだとか、町だけではなくて、国、あるいは北海道、そして町村合

わせると、ほぼ１億円ほどの足の確保のために支出をしているということであります。

そんなところから、もう全て今までのそういった乗り物全部含めて、どんなふうにして見直しをするかというのは今回の計画だということで、様々なチャレンジをして、可能性あるものについては、それは引き続き事業化していくということだというふうに思いますが、その中でも様々な課題があるんですが、いわゆる免許証の返納の問題。そして、その後のサポートの問題だとか、自分たちの安全のために、いわゆるブレーキの問題だとかですね。

今お話あったパスポートの話は、これは非常に参考になるお話だと、そんなふうに思います。今、町内の中では福祉バスが走っていますけれども、やっぱりこれはこれで全てを利便性を高めることには、なかなかなり切れない。一人一人のことを考えるとですね。時にはちょっと遠いところだとか、そんなこともありますから、町内だけでも、その移動について、今お話のあったようなことで交通の利便性をさらに高めて、お年寄りが自由に外に出かけることができると、そのようなことになるとすれば非常に有効な手だての一つでないかと、こんなふうに考えますので、これは、この後の計画の中にもいろいろ検討事項として考えさせていただきたいなと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　次に、今年ＩＣＴ室ができて、これからデジタル化についてかなり進んでいくんだろうと。また進まないとならないんだろうというふうに思っています。

先般もかみしほろ塾ですか、足の確保を含めて、デジタル的な部分では、茨城県境町がつい最近、自動化を進めたと。経費的にはやっぱり５億1,000万ぐらいかかって、その他コントロールセンターができたりとか、非常に維持管理費は大変だなという部分で、僕はこれは、かなり断念する一つの手もあるだろうという認識はしています。

ただ、そんなことを含めて、これからデジタル化というのはすごく大切な一つ我々の生活の中に溶け込んでいきますけれども、高齢者、僕もその類いですけれども、間もなく団塊の世代が全部高齢化に入っちゃうという部分を含めて、高度な部分のこのテクニックもやっぱりどこかで対応していかんならないという時代に来ていると思います。

そんなことで、結構、後期高齢者も約1,000名、九百九十何名ぐらいで1,000名ぐらいいますけれども、僕はやっぱりこういう部分で、どういう教育をしていくかという部分を含めて実地をしながら対応をしていくという部分ありますけれども、どういうふうに我々についての年代に対応できるか。もしくは、もうちょっといった年代の人に対応できるか、次の年代にどう対応できるか。これは、やっぱりいろいろなその間の地域のデ

ジタル化、国のデジタル化、世界的なデジタル化の情報を得ながら対応していくんだと思いますけれども、ここら辺について、どのような形で対応していくか。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、段階的にという部分ありますけれども、これについてはもう真剣にいかないと、逆にデジタル、こういう活用の諦めかというのも出てきても、またちょっと大変だと思いますし、特に災害時の部分について僕は非常に心配しています。

先般、各家庭、全家庭だと思いますけれども、デジタル用の携帯を持っているか、もしくは、そんなことを含めて調査ありましたけれども、僕は全員に配布するとしても、この災害についてのスマホでとるとか、そんなことを含めて非常に100％ではないと思っています。これにプラスアルファ地域の支え合いもないと、本当に緊急の対策というのはできないというふうに思いますし、そのためには、やっぱりきちっとしたデジタル化に対応できたり、そういう形をいち早く対応していかないと、それからいつでも我々が携帯電話を持っているわけではありませんから、災害と簡単にデジタル化を結びつけるという部分についても、もう少し深く考える必要があるかというふうに僕は認識しています。

ということは、やっぱりこのデジタル化は人の命を取りあえず奪いませんけれども、災害の情報というのは、直接いろいろな意味での資産も含めて、命も含めてという部分も可能性ありますから、ここら辺について、もう少しデジタル化に向けた災害も含めて考え方について町長に問いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　これまで災害時の情報の伝達ということであれば、大きな事案であればテレビだとか配信されますけれども、局地的なこと、町内等の関わるものについては、一応広報車で連絡だとか、あるいは時には河川がいろいろな問題があるとすれば、そういった地域の直接住民との向き合い方だとか、そういった形でやっていますが、いずれにしても、広報にしても、その情報が、今の住宅がしっかりしてきていますので、なかなか届かないというようなこともございます。

というようなことで、やってはいるけれども、なかなか届いていかないというのが現実の問題だと。そこをどうするかというのが、これからの対策の一つになるんだろうというふうに思いますが、そのためにそのデジタル化というのは重要なツールだと、いわゆるスマホなり、そういった機器については重要であるという認識であります。多分10年もたったら、ますますその利用者については、80代でも相当な数になっていくんだろうというふうに思います。

ただ、全部が全部そうはいかないということですから、そこの対策も、例えばラジオ的ないわゆる地域の伝達ができるようなそういう仕組みもつくる。これはもう今、動き始めて準備段階に入ってきています。ですから、100%がスマホで解決する話でないし、でいない人をどうするかということと、それから、先ほどコミュニティーの話がありました。

集会所の話がありましたけれども、そこでの今のこれから求められる地域コミュニティーの重要な活動の一つが防災の問題でないだろうかなと。防災というのは、みんなに関わる、子供からお年寄りまで全てに関わる課題でありますから、自分の身の安全をどう確保するかなんていうのは、これは非常に深刻であるし、みんなで支え合わんきゃいかんきゃならんということなので、そういったところの防災活動、防災訓練だとかというのは、これから、まさに今、体制も整ってきていますから、そんなところをしっかりやっていく必要があるだろうということと、そのコミュニティーも新たなコミュニティーの中核になるというのが、その防災というのが一つの大きな軸だというふうに考えていくのが望ましいんじゃないかということであります。

それは、地域と地域の人方の支え合いと、その前の段階でのいち早い情報をどうするかと、いち早い情報については、瞬時に届けられるデジタルというのは非常に有効な手段であると。ただ、それを使わないとどうのこうもならないんで、使っていただくために、やっぱりお年寄りにとっても、これは便利なものだということだとか、暮らしにとって必要だということを分かってもらわなければならないだろうということであります。

その分かってもらうための今、実証実験の一つでやっているのがまさにデマンドの運転で、自分のうちまで来てくれるわけですよ。今までバス停まで行かんきゃならんかったやつが、自分のうちまで来てもらって、そして必要なところに行ってくれると。これは特に冬なんかというのは、数は少ないかも分からないけれども、非常に喜んでもらえると。そのときにデジタル、タブレットが、ああ、これは便利なものだなと、こんなような認識ですね。

それから、見守りの関係でも、いつもいつもそこへ行って直接面談で見守りするというのもなかなか難しい。そんなときに、そういったタブレットをつなぐだけだと。こういうのも今、動き始めたということでありますから、ある意味では大事な一歩をスタートしたというふうに考えております。

どちらにしても、アナログだけで解決する時代はなかなか難しくなってきた。一方ではデジタルだけでも全ての課題を解決することができない。両方ともお互いに補完をし合っていくという、そういうところもどの時代になっても必要なんだろうなと、そんな

ふうに思いますので、その辺については計画的に、いずれにしてもデジタル化という前提の方向に向けて、そしてなおかついわゆるコミュニティー、人間関係のアナログの部分もしっかりと、そこを補完していく、こんなような仕組みの中で進めていくのがいいんではないだろうかなと、そう考えます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　とにもかくにも、高齢者においては、やっぱり新しいものになかなか取り組みづらいと。特にデジタル等含めて、ｉＰａｄなりそういうのを含めて、そこに飛びつくということはなくて、一定程度興味性と、それからそれによって自分にどう対応するか、そういう教育的な訓練等含めて、あと実証も重ねながら対応していく時代になってきているかと思います。特に我々の世代についても、やっぱりそういう傾向があるかと思いますから、デジタル化に対応できる丁寧な環境づくりもお願いできればと思っています。

もう一つ、町民の高齢者の方が、この時期なかなかこぞって行動ができないという部分でサークル活動もちょっと今停滞するというふうに聞いていますし、そういう部分を含めて、いろいろなサークルが作品つくるなり、文化、そんなことを、それは大きな問題ではなくて、小さな地域文化なり、自分たちが楽しむ文化、そんなこともたくさんありますけれども、そういう発表の場といいますか、展示の場、例えばわっかあたりに、そういう部分を分かりやすくして、そこに誰々の作品があるから、みんな見に行こうかとか、そんな環境をうまくコレクトして対応していったり、そういう部分もこれから必要になってくるかと思います。

もう一つは、町の施設ですから、公共施設じゃなくて普通財産の施設で、道の駅なりナイタイテラスについては、自由にある程度活用できる施設だというふうに認識しております。公共的な施設の中にやっぱり作品の発表は別にしましても、そこにちょっとした売ったりすることができるようなコーナーもあってもいいのかなと。

先ほどありました白樺サポートセンターの方が確かに一角を飾って、努力の跡が見えたりしていますけれども、もう少し町民の方が対応できるようなミニ的なコーナーも協議によって対応していただければと思いますし、それもやっぱり地域の人たちが、あそこへ寄っていくという一つのきっかけづくりなり、そういう部分で町内も町外の人も、こんな小さな町にも、こんな小さな文化なり手作りがあるんだなと、そんなことも一つの地域に来たときのお土産になったり、そんな思い出になったりという部分もあるかと思いますけれども、そういうコーナーを町のほうで指定管理者としてお願いしている会社でありますから、そこら辺の協議も必要だと思いますし、場所の確保も必要だと思い

ますけれども、そんな場づくりも町民が元気つく活躍の一つの小さな部分ですけれども、一つの活躍になるんではないかと思いますので、含めてそこら辺について、これが最後になるかと思いますけれども答弁よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今、何といっても、やっぱりコロナが行動を制限せざるを得ないということであります。ですから、ふだん力作のそういったものも発表すべき文化祭も断念せざるを得ないということでありますから、非常にそういう活動をしていると、自分でつくることの喜びもあるけれども、もう一つは人に見てもらって評価していただいたり、褒めていただいたり、そういったことがまたやる気につながっていくという、そういう循環もあるだろうというふうに思います。

道の駅についても、実は夏場は大体、人が多分混んで、フリースペースというのはあまり取れないだろうということから、この秋から冬にかけて様々な町民の方々が参加してもらうような、そんなようなイベントも考えていくという、そういう運営方針というか企画といいますか、は持っていたわけです。残念ながら全てキャンセルせざるを得ないということでありますので、この辺については、ひとつ運営会社としても、そういう姿勢を持っているということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

今、町民の展示ですが、例えば特別展だとか、あるいは特別イベントだとかというようなことで、一定期間そういったイベントをそこでやるなんていうこともあり得るんだと思います。今は結構多くの農家さんだとか、あるいは個人の作品なんかも出しております。点在しておりますから、町民全体として、そこに見た目は見えませんけれども、しっかり見ていただくと、今、ラベルのほうは消費者のほうもやはり賞味期限だとかいろいろなことを見て、あるいは素材は何を使っているのかだとか、その上で購入するという動機につながっていくというふうに思いますので、必ずそこでは、これは上士幌町の誰が作っているのかだとか、あるいは製造は違うけれども原料は上士幌のものだと、そんなようなことは全体的になっているはずだと思います。

それは、やっぱりこの物を販売する、その目線だとか動線だとか、いろいろな中で多分買いやすかったり、手に触れやすかったり、安かったと、そういう視点で展示しているというふうに思っておりますので、それはそれとしてやっぱり尊重してやるべきだなと。

ただ、今お話あったように、町民がつくったものが何らかの形で、そこで一堂に会して販売するなんていうのも、そのいわゆる経営の中で考えるということは十分あり得た話なんです。そのようなことも考えていたんですけれども、今日のこのコロナで全て今

止まっているという実情はひとつご理解をいただきたいなというふうに思います。多分、次年度以降そのような視点もちゃんと取り入れてやっていけるものだと、そんなふうに考えております。

あと何か答弁漏れありましたですか。

○議長（杉山幸昭議長）　時間ですので。

以上で、８番、江波戸明議員の一般質問終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午後　１時３９分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時４０分）

◇　斉　藤　明　宏　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　私は、竹中町長５期目の公約達成度についてお伺いしたいと思います。

竹中町長は、町長選挙に向けた決意を次のように当時のパンフレットで表明されています。「今日の地方自治は明治維新、戦後改革に次ぐ自立と自己責任が問われる地方分権型社会という第３の大きな改革の中にあり、全国の市町村では自治体の生き残りをかけた熾烈な地域間の競争が行われています。こうした中にもかかわらず、雪だるま式に借金を増やし混乱した行政運営では、町の生き残りはできない危機的な状況です。この危機を傍観しているような猶予は、もはや一時もありません」と当時決意表明されています。

町長に就任した当時は平成の大合併が進行しており、本町も士幌町との間で合併や広域行政などが議論されていました。これに対し、竹中町長は平成16年３月に自立のための行財政シミュレーションを発表し、平成32年までの町が目指す将来像の具現化を目指して、これまで５期20年間、町長の職務を全うされてきました。

前回、４期目の町長選挙に当たっては５つの主要テーマを掲げて、「上士幌町の豊かな明日の礎を築く」をスローガンに、７つの具体的公約の実現に取り組みました。そして、今回の５期目に当たっては「地方創生　北の元気まち上士幌」をメインスローガンとし、元気まち上士幌10の主要テーマを公約として掲げてまちづくりを推進してきました。

そこで、次のことについて質問いたします。

１点目、次の項目の公約に対し、具体的成果と達成度についてお聞きします。

１、上士幌町総合戦略の着実な実行による地方創生の実現について。

２、農林業、商工観光など地場産業の振興で地域の活力を生み出すまちについて。

３、子育て、教育の充実したまちについて。

４、健康長寿、生涯活躍のまちの実現について。

５、公共施設の再編等による触れ合いの街中空間の実現について。

２点目、今後の町政運営に対する考え方についてお伺いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　竹中町政５期目の公約達成度について、斉藤議員のご質問にお答えいたします。

１点目の公約と具体的な成果についてであります。

１、上士幌町総合戦略と地方創生の実現について。

地方創生の目指すところは、少子化による人口減少をいかに克服するかであります。平成27年から全国の自治体で取り組んでいる地方創生は、ほとんどの自治体で人口減少が進む中、本町では244人の社会増、実質42人の人口増となっております。

転入者の多くは20代から40代で、その結果、高齢化率65歳以上の比率も僅かながら低下しております。経済活動も活発で町民の所得も向上しており、地方創生が目指す課題を達成した全国でも稀有な存在となっております。

２、農林業、商工観光についてです。

農業では、ＪＡ上士幌町の取扱高が令和元年度234億円に達し、経済ベースでの食料自給率が3,500％という圧倒的な食糧供給の町として存在感を高めております。中でも酪農、畜産の成長が著しく全体を牽引しております。一方、多頭化で課題となっている家畜排せつ物の処理につきましては、バイオガスエネルギーとして再生産され、環境にも優しく資源循環型農村として注目されております。

今年、農村地域の高速通信の光回線が開通したことから、経営の効率化と農業分野での新たなイノベーション、技術革新が期待されております。

林業につきましては、早々に国際競争自由化の波にさらされ、国内林業の70％以上が廃業等に追い込まれ厳しい冬の時代が続いてきました。このような中、経営基盤の強化に向けた積極的な設備投資等の企業努力によって、林業従事者10社、そのうち製材工場３社が本町の林業と雇用を支え地域経済の発展に寄与しております。

商工観光につきましては、最近、「上士幌町はきれいな街ですね」とお褒めの言葉を

いただくことがあります。現況、全国の商店街では過疎化や後継者不足でシャッター街が増えている中、本町においては閉店後の店舗にも新規起業者が参入するなど新陳代謝が活発に行われております。

住宅地においては、新しい賃貸住宅が建設される一方、廃屋については解体が進んでおり、きれいな街とは、そのまま商工業の元気、活力の象徴と考えております。

観光につきましては、大型ホテルの解体と新たに温泉公園を整備し、今年度は高速光回線をはじめ案内看板の情報インフラ、ウォーキングコースの整備など観光客の受入れ環境が改善してきております。

コロナ禍は観光に大打撃を与えておりますが、宿泊や飲食店の売上げ落ち込みに対するコロナ禍対策として迅速な対応を図って、一定の成果を上げていると認識しております。

また、ナイタイテラスや道の駅の開業は新たな観光客の誘致に寄与するものと考えており、今後さらにＤＭＯ法人を中心とした観光によるまちづくりが戦略的に進められていくものと認識しております。

３、子育て、教育についてです。

全国に先立って認定こども園の完全無料化を決断しました。そのほかに高校生までの医療費無料化や子育て住宅に対する支援など、きめ細やかな施策を実施してまいりました。財源にはふるさと納税寄附金を充て、こうした一連の取組がマスコミに取り上げられ、さらに寄附者が増えるという好循環を生み出しております。102人でスタートしたこども園が今では180人を超えるに至り、子育て施策の成果が顕著に表れております。

４、健康寿命、生涯活躍のまちについてです。

国においては、全世代、誰もが活躍するコミュニティーというコンセプトの下、交流・居場所、活躍・仕事、健康づくり、住まいなどの施策を横断的に推進することと、その上で都市との人材の循環を図るとしております。

本町におきましては、生涯学習センターが多世代交流や文化活動など学びや居場所の拠点として機能し、活躍・仕事では人材センターや無料職業紹介所、健康では健康ポイント事業やまる元体操をはじめとする健康づくり事業、住まいでは高齢者の住み替えやバリアフリー化、民間賃貸住宅の建築支援など地域包括ケアシステムと連動して推進しております。

その一翼を担う株式会社生涯活躍のまちかみしほろ、通称まちづくり会社では住民・企業・行政をつなぐプラットホーム的な機能や、挑戦や生きがいの創出を支援、困り事解決の支援など社会活動にも積極的で、新たなコミュニティーの受け皿として期待して

おります。

都市との交流や人材の循環では、移住・定住の道内トップクラスの実績に加え、シェアオフィスの開設は企業連携の拠点として機能することになります。

こうした一連の取組と人口増は、生涯活躍のまちのモデル事例として全国に紹介されているところでもございます。

公共施設の再編等についてです。

戦後の人口増や核家族化、持家住宅の普及などで住宅街は郊外へと広がり、現在の街並みとなっております。一方、少子高齢化が進む中、特に高齢者にとっては買物や日々の暮らしにも支障を来す懸念から、誰もが歩ける範囲で買物や通院できる町へ再編を進めております。

役場を中心に平成27年には認定こども園、続いて生涯学習センター、交通ターミナル、現在、街中に公営住宅と消防署を建築中であります。周辺には、上士幌クリニック、ふれあいプラザ、さらには商店街、介護施設などが配置され、徒歩で大方の用事を足すことができます。今後は快適な街中空間として、ユニバーサルデザインをコンセプトに歩道や商店街の環境整備が必要と認識しております。

町長職20年５期目の最終年となりました。町長就任と同時に直面した課題が平成の大合併で、自立の道を選択した本町は農林業や観光、協働のまちや移住・定住等を重要施策とし、さらに緊縮財政と職員の削減といった行財政改革を進めた上で、15年先、令和元年の人口を4,100人と設定しました。現在、上士幌町の人口はほぼ5,000人を維持し、健全財政で町政が運営されております。今では地方創生の成功事例として全国の自治体が視察に訪れるようになりました。

２点目、今後の町政運営に対する考え方であります。

まちづくりに完成というのはありません。抽象的でありますけれども、子や孫に町の未来の夢や希望を引き継ぐ、そのための施策をしっかり実行していくことにあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　前段、議長にお願いがあります。質問は簡略に行いますので、休憩を取らずに継続していただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　分かりました。続けてください。

○９番（斉藤明宏議員）　よろしくお願いします。

上士幌町総合戦略と地方創生の実施についてですが、第１期上士幌町総合戦略が2015

年、平成27年から2019年、平成31年までの５年間実施され、その成果として少子高齢化と人口減少化の抑制が図られました。中でも評価として強調したいのが、計画策定時2015年には平均所得が309万円で全道16位、全国344位でしたが、2018年には359万円で全道11位、全国117位まで上昇しました。また、平成26年度と平成30年度の町税調定額を比較すると20.9％伸びています。これらの成果について、町長はどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　非常に今の時代において、人口が減るということは経済活力も停滞していくという常識がございますが、そういった中で人口が維持をする、そこで雇用が生まれる、そういういい関係が循環されているというふうに思います。

その前提には、しっかりした経営人、農業経営、農業法人だとか、あるいは林業においても様々な分野で非常にみんな頑張った、その総合力が今みたいな具体的な数値に表れている、そんなふうに思っております。

町全ての5,000人の総力の成果の結果が、この今の町税や、あるいは所得につながっているというふうに思いますので、みんなの頑張りに高く私のほうからも敬意を表したいなと、そんなふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　次に、現在、第２期上士幌町総合戦略が2020年から2024年まで５か年計画がスタートしています。この計画では６つの基本計画を設定していますが、町長が特にこの中で重要と考えている目標についてお伺いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　これは、どれもがということにはならないだろうと思うんですね。１つだけ特化して町が元気になるということにはならないんだと思います。

全て産業も、それから教育や福祉も全てがみんな頑張った上で、その結果として人口の数値に表れたり、あるいは経済の様々な指標に表れるというふうに考えておりますので、そういう意味では、掲げた５つそれぞれの分野に関わる人方全ての頑張りの結果だというふうに思いますので、全てが大切だというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　次に、地場産業の振興についてお聞きします。

現在、どの業種においても人手不足が深刻な状況となっていますが、この対策として外国人労働者の受入れも含めて労働力確保が必要と思いますが、今後の対策についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　非常に大きな課題であります。特に農業関係については、人手不足ということで、これまでも外国人に頼らざるを得なかったということでありますが、今このコロナ禍でありますので、そこの往来がストップしているということもあって苦慮しているというのは実態だというふうに思います。

この雇用の関係で、まず今、上士幌町の求人もかなりあるというのも事実でございます。ですから人手不足という現象は起きておりますけれども、もちろん海外からの研修生なり実習生、こういった方にこれからも応援をしてもらうということは必要だというふうに思います。

それ以外にも、やっぱり国内でどう人を回していくかというようなことであります。そのためには、やっぱり若い世代であれば子育て環境がしっかりしているだとか、教育環境であるとか、住宅環境だとか、そういったことがなければ、仕事があっても、そこで住むという動機にはなっていかないということになりますから、やっぱりそれも様々な領域のところがしっかりと推進していくという結果として、そこで雇用のマッチングが生まれるということだろうというふうに思います。今までもそういった前提があったので、かなり若い人方が社会増としてここに来ているという、そういう結果になっているということであります。

今も無料職業紹介所だとかそのようなことで様々なマッチングの機会、情報発信をしておりますが、今年の新たな取組としては、若い世代に対して新たなことに挑戦してみたいという若者だとか、あるいはどうも社会になじめないだとか、会社になじめないというような、そういった有能な人材もたくさんいるというふうに思って、実はまちづくり会社のほうとしても、今年からＭＹ　ＭＩＣＨＩプロジェクトという都市部のほうの若者をこちらのほうで研修して、この町の仕事を手伝ってもらう、農業のお手伝いだとか、あるいは様々な手伝いをしてもらう。それから、そこで町のことを知ってもらう。町は、どんな町なのかを知ってもらう。

そして、レクレーション、リフレッシュをするのにはどんなことがあるのか、こういった体験の機会をつくって、新たなこのマッチング、雇用のシステムを一つでも動かしたいと、こういうイベントも今動き始めたということでありますけれども、コロナで残念ながら積極的な支援をできていないというようなことでございます。

様々な取組があって初めて雇用が、求人と求職のマッチングが生まれてくるということでありますので、これもまた総合的なまちづくりが前提になければ駄目だと。そして、この町はやっぱり住みやすいなと、仕事もあるけれども、そもそも家族で生活しても十

分ここで暮らしていけると、こういう町は行政としてしっかりやっぱり築いていかなきゃならん。

それから、民間は民間ベースでしっかり高い評価を得て、そして報酬、給料なり、あるいは休日なり、そんなものを確保しながら会社としての評価を高めていく。町は町として、そういう基盤をつくっていくと。そういうのが合わさって、初めてこの転入があって仕事と雇用が生まれてくるという、ある意味では非常に戦略的にいかないと、何かをしたからだけでは、そう簡単にいけない。これが今まで、ある意味ではやってきたことの成果だというふうに思いますが、引き続きこの辺のさらなる充実を進めていくということが大事になると、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　次に、子育て、教育の充実に関する公約の中に、町長は上士幌高校の振興支援という項目があります。10月６日、総務文教厚生常任委員会として、所管事務調査で教育委員会担当者から上士幌高校振興策の内容について意見交換と、10月14日、上士幌高校に視察に行き授業の様子を見させていただき、その後に渡邊校長先生から学校運営の状況について説明を受けてきました。

この調査に関する中間報告は議会最終日に行いますが、町長は、今後の上士幌高校の振興策の方策について、現状どのようにお考えになっているかお伺いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　高校としては一生懸命頑張っていると、そのように思います。上高、地域的に根差した上士幌学だとか、そういう特色あるような活動とかされていますし、多分一人一人に手厚い教育を行われていると、そんなふうに思います。

ただ、子供たちの将来像、将来の生徒数のことを考えると、10年後を考えたときに、多分今から見たら相当生徒数が減るだろうというふうに想定をしなきゃならんということですから、今までの中だけでの十勝管内だけで物事を考えていいのかという、こういう今、大きな節目になっているという、そういった認識も必要でないのかと。

今まで頑張っているということと、将来その高校がどうなるかということは、全く大きな視点をもう一回持ち直ししなきゃならん時期でないのかなと、こう考えているところでございます。

高校がなくなるというのは、やっぱりこの若者のエネルギーがなくなる、地域のエネルギーがなくなる、それから教員のすばらしい知見だとか、そういったものもここから失われるということですから、教育、学校の存続というのは極めてまちづくりにとっても重要な柱になってくるというふうに考えると、この先の高校振興というのは、今は頑

張っているけれども、果たしてこのままでいいのかと、抜本的な対策ですね。

たまたま、もう10年前、江波戸教育長の頃でありますけれども、道外から、ある意味で困っている子供たち、これはもう別に能力も劣るわけでないけれども、環境を変えることによってより元気になってもらえると、そういうようなことで自由に入学できるような、そういう特区をここでお願いできないだろうかと、こういう要請をしたこともありました。それは、これからも多分、重要な視点の一つではないだろうかなというふうに思います。

その成功事例が島根県海士町のあそこの高校の取組です。それは、あそこが見劣るものではなく、東京のほうから若者がどんどんそこで学んで地域の活動に参加をして様々な生きる力を育んでいくと。それが結果的にその後の自分の人生の選択肢を幅広くしているという高い評価を得て、今でもモデルになっているんだと思いますが、そのようなことも含めて、これからやっぱり対策は講じていく。まさに、町全体として、この問題については考える時期ではないのかなという、先々のことを考えるとそんなふうに思ったりもしております。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　次に、健康長寿、生涯活躍を実践するためには、シェアオフィスの活用方法の拡充が今後のビジネスモデルになると思います。町では今年４月から企画財政課内にＩＣＴ推進室を設置し、取組を強化していますが、このことについて今後どのように推進していくお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　上士幌町は、人の移住・定住について長い間の取組でかなり高い評価を得ております。この中からいろんな気づき、学びが出てきております。そのために、まずはお試し暮らしの事業を展開したわけでありますけれども、今、10戸ほどそのためにありますが、そこでの体験が次につながっていって完全移住につながると。短期的なその体験、それから今度は、この町に来たら何となくコミュニケーションが取れる、町民の人方ともうまくやっていけそうだな、であれば次期は冬を送る。さらには、中期、長期の体験をして最終的に移住につながっていくという、こういうステップを踏んで大方は完全移住につながっているということであります。それが本町にとって、かなりの成功事例として起きてきているわけであります。

それと同じように企業誘致についても、この歴代、どの時代も企業誘致は必要だというふうに言われていますが、なかなか難しい。相当深い縁があったり特別な関係があって、そこで企業誘致というのは完成しますけれども、そう簡単な話でないと、そんなふ

うに思っています。

そういったときに、今のこの移住・定住の学んできた、それらを踏まえて、ここで企業者、企業人、それらが一定の期間のシェアオフィスで体験をすると。まさに、今のコロナ後、アフターコロナの時代になったときに働き方も大きく変わるというふうに考えたときに、そういう体験を１回通してもらって、何となくこの町は仕事の能率がはかどりそうだなと。それから、精神衛生にもよさそうだな、こういう体験を通す中で、その中から何分の１かが最終的に次の段階のテレワークだとか、そのようなことにつながっていくという確信の下で、それをつくったということであります。残念なことに今はコロナで完全に止まっておりますから、ちょっと動けないということがあります。

一方では、そのための、あそこで仕事はしますけれども、今度は滞在するところのそういったハウス、そのようなこと、これは移住・定住のところとも連携を取りながら、相互に万度に有効活用するということもありますし、そういうその場所が必要になってくるということもありますが、この後、ビジネスホテルを民間で建ててもらえるというようなこともございます。

もう少し時間にゆとりがある人は糠平から通うということもあるだろうと、こういう働き場のシェアオフィスと、それから住まいと、そしてまた地元にいる上士幌町の町民との触れ合いだとか、そんなようなことを通して、会社として、この町が何となく馬が合いそうだというようなことでテレワークのオフィスを造ってもらう、そのような活動になっていくのかなと。それも、また息の長いその活動が必要だというふうに思っております。

それにとってもやっぱり基盤となるのが、この町の魅力がしっかりと伝わっていくかどうかということだろうと思います。足の不便は解消されているのかどうかと。１か月ここで家族で体験をする。そのときに子供を預かってくれるところがあるかどうか。小学校は、学校はもう今でも受け入れてくれる環境にあります。こんなような総合的なことの対策がそこにも必要になってきて、初めてそれらが動き出していくということであります。

これもまた、やっぱり総合的な戦略がそこに必要になってくるんじゃないかと思いますが、でも、いずれにしても、このコロナが教えてくれた東京一極集中の危うさがぜひ地方分権、地方創生の新たなうねりとなって展開される。そこに今、シェアオフィスがちょうどうまく機能していってくれれば非常にいいことではないだろうかなと、こんな期待を込めながら、今のこの動けないという状況の後、そういう環境が要るだろうと思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　公共施設の再編整備についてお伺いします。

役場庁舎周辺の施設整備も進んでいますが、役場前の公園も周辺整備に併せて整備が必要と思いますが、今後の整備計画についてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　かねてから公園の整備、ある程度スケール感のある公園が必要だという話はありました。そういう意味では、今、芝生になっていますけれども、あそこが構想の中のエリアとしてあるわけでありますけれども、果たして、そこをどのような整備の仕方が望ましいのかということと、もう一つは道の駅からの、先般も質問ありましたけれども、あの動線の中で緑地帯だとか街中に誘導するというのがあります。それは、よそから来る人方のそういう園地にもなったり、地元の子供たちもそこで遊べるというようなことも、これもひとつ新たな今の変化した状況の中で考える必要があるのかなということでありまして、この公園の整備は、総合計画の中でも大きなこのくくりの中で再検討していく必要があるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　２点目の今後の町政運営についてですが、５期20年の竹中町政によって健全財政を維持しながら常に将来を見据えた施策を実現してきましたが、来年３月で任期満了を迎えることとなります。その後の町政運営の継続について、次の任期についても町長の職務を担うお考えなのかお伺いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今、私の頭にあるのは、１つには５期20年間という、この時代の節目であります。やっぱり様々な去来するものがありまして、当時の状況から、そしてその一端をこの中で述べさせていただきましたけれども、非常に厳しい状況の中でありながら町民、そして議会の皆様方にはご支援をいただいて、一定の成果を収めることができたということについては、それぞれ自分自身でもそこそこ頑張ってきたなと、こんな思いが非常にひとつあります。

そことこれからのことについては、まだ頭の中は整理されておりません。いずれにしても、５期20年間やってきたという、ある種の達成感、まちづくりはここにあるように、それで完成したということがありませんので課題はたくさん残っていますけれども、そこそこその時々の課題にとって正面に向き合ってきて、よくここまで頑張ってきたなというのがひとつ思いの強いところがあります。

その上のことということでありますけれども、まだ私としては最後までしっかりこの

仕事をやるということが自分に与えられた責務であるということと併せて、次の問題については、まだ頭の中はまったく今整理されておりません。ということでご理解を賜りたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　ありがとうございました。

ぜひ前向きにお考えをいただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、９番、斉藤明宏議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせします。

（午後　２時１３分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時２５分）

◎報告第８号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長）　日程第６、報告第８号専決処分の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　ただいま上程されました報告第８号専決処分の報告について、その提案理由と内容につきましてご説明申し上げます。

令和２年10月26日に上士幌小学校敷地内の学校農園作業中に発生した車両物損事故につきまして、地方自治法第180条第１項の規定により、令和２年11月20日付で示談の合意を取り交わし、同日付で専決処分を行いましたので、損害賠償額及び和解の内容等について、同条第２項に基づき議会に報告するものであります。

専決処分の内容につきましては、専決処分書をご参照願います。併せて、報告第８号関係事故発生状況略図もご参照願います。

１の賠償の相手方は、記載のとおりであります。

２の事故の概要でありますが、令和２年10月26日午前９時45分頃、上士幌小学校内に

あります学校農園で自己所有の農耕作業車を使用し、ヒマワリや花、ジャガイモ、スイートコーンなどの農園の残渣物の処理作業を行っていたところ、運転操作を誤って小学校北側にあります直径20から25センチほどの松の木に接触、その接触の反動により松の木が道路側に倒れ、直径２センチほどの枝の部分が町道を東方向に向かって走行中だった相手方の車両のフロント付近に接触し、フロント及びサイドミラー等を破損させたものであります。

３の和解の内容でありますが、（１）損害額、町の損害額はゼロ円とする。相手方の損害額は33万3,905円とする。内訳は、車両修理代29万7,605円、代車補償料３万6,300円であります。

（２）過失割合、町の過失割合は100％とする。

（３）損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の100％である33万3,905円とする。

（４）決済の方法、町は、相手方に33万3,905円を支払う。

（５）その他、今後、本件に関しては異議を申し立てないこととする。

以上が内容となります。

なお、町の損害賠償額となる33万3,905円につきましては、全額、自動車共済保険で対応させていただいております。

今回の事故に際し、相手の方におけががなかったことが幸いであります。常日頃より特に学校内での作業につきましては、周囲に児童・生徒がいないか周りの安全確認を十分に行い、また細心の注意を払って校務作業を行うよう機会あるごとに指導をしていたところであります。今回このような事故を起こしてしまったことは、誠に遺憾であると同時に、安全対策や安全管理が不十分であったことを深く反省しております。

今後は、この教訓を生かし安全・安心な校務作業を第一に考え、児童・生徒の教育活動が円滑に進められるよう作業環境の改善及び整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、報告第８号をご説明させていただきました。ご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　ただいま課長から事故の内容、事故後の対応、学校管理者としての今後の在り方についてご報告いたしましたけれども、私から補足の説明とおわびを申し上げます。

今回の事故につきましては、両者に身体的な損傷がなかったということは、まず何よ

りだと思っております。

この事案は、校務補が来年度の学校農園、これを活用した子供たちの学習活動を応援したいと、そういった気持ちから、冬を迎える前に学校園の整備をしたいと、そういう思いから始まりました。いつもであれば春の土おこしだけだったんですけれども、先ほど課長からもあったとおり、残渣物、これらを処理して少し深く掘って、そして次の年に備えようと、そういう気持ちがありました。しかしながら、こうした気持ちが事故に発展してしまいました。

実は学校の管理職も教育委員会職員も教育長の私も、長年にわたり、こうした作業をするために農機具を持ち込んでいたということは承知しておりませんでした。また、相談も受けたこともありませんでした。このため今回の件を教育長として重く受け止め、今後、次のように対応していきたいと考えております。

１点目に、校務補の日常的、臨時的業務の洗い出しを行う。

２点目に、作業内容の強弱の点検を行う。

３点目、その上で学校とも協議して、その作業を校務補が行うものなのか、校務補を含め学校職員で対応するものなのか、または、これまでもやっておりましたけれども、小中の校務補が協力して行うものなのか、また保護者の協力を得るものなのか、さらに学校応援団ゆめ育の協力を得るものなのか、行政が行うものなのか、こういったものに分類をしてきたいなと考えております。

また、４番目に、事故やけがの未然防止から、身体的機能を補う設備や装置の点検を行い可視化していきます。

また、５番目になりますけれども、作業業務に関わる「ほうれんそう」の徹底を図っていきたいと考えていくと同時に、校務補さんの年齢が60を過ぎているということもあります。いろいろな事例を見ますと、転倒、転落等の労働災害の事故案件が非常に今増えているという状況にありますので、厚労省や労働基準監督署の作成するガイドラインに沿いながら、定期、不定期に安全衛生教育を行っていきたいと考えております。

今回の事故につきましては、監督責任者である私の責任と自覚しております。今述べたような安全対策や安全管理の徹底を図り事故の未然防止に努めていきたいなと考えております。

この場をお借りして、被害に遭われた方、町民の皆様、そして町議会の皆様方にご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げ、補足説明とおわびということにさせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第82号について質

疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第82号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号は……

（発言する声あり）

○議長（杉山幸昭議長）　ごめんなさい、もとへ。

失礼いたしました。

これをもって報告第８号に対する質疑を終わります。

以上で報告第８号については報告済みといたします。

大変失礼いたしました。

◎議案第８２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長）　日程第７、議案第82号上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　ただいま上程されました議案第82号上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案第82号関係資料をご参照願います。

１番目の条例制定の目的についてですが、公職選挙法の一部を改正する法律が本年12月12日に施行されることに伴い、町村の選挙における立候補環境の改善を目的に、これまで都道府県や市を対象としていた選挙公営制度が町村の選挙にも拡大されることとなりました。本町におきましても、町議会議員及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担することにより、立候補者の負担軽減、立候補者の機会均等を図ること目的に条例を制定しようとするものであります。

２番目の公費負担の概要についてですが、大きく３点について、それぞれの限度額を定めるものであります。

まず、選挙運動用自動車の使用に係る限度額ですが、一般運送契約については１日の限度額を６万4,500円とし、個別契約については１日の限度額をそれぞれ記載のとおり

の額とするものであります。

２点目の選挙運動用ビラの作成については、ビラ１枚の限度額を７円51銭とするものであります。

３点目の選挙運動用ポスター作成については、作成単価の限度額として525円６銭にポスター掲示用の数を乗じて得た額に31万500円を加えた数をポスター掲示場の数で除した額とし、作成限度枚数をポスター掲示場の数の２倍とするものであります。

なお、これらの限度額等の基準については、公職選挙法施行令に準じて定めるものであります。

次に、条例本文についてご説明申し上げます。

議案書をご参照願います。

第１条は、本条例の趣旨について定めるものであります。

第２条は、選挙運動用自動車の使用について、限度額の範囲内で公費負担することができることとし、ただし、供託物が町に帰属することとならない場合に限るとするものであります。

第３条は、選挙運動自動車の使用について、公費負担の適用と受けようとする者は、一般乗用旅客自動車運送事業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出をしなければならないことを定めるものです。

第４条は、選挙運動自動車の使用に係る公費負担額及び支払い手続について定めるものです。

第１号は一般運送契約について、第２号は一般運送契約以外の契約についての公費負担額を規定しています。

第５条は、選挙運動用自動車の使用に関し、同一の日に一般運送契約と一般運送契約以外の契約のいずれも締結している場合には、候補者の指定する契約について適用することを規定しています。

第６条は、ビラの作成について、限度額の範囲内で公費負担とすることができることとし、第２条ただし書の規定を準用し、供託物が町に帰属しない場合に限るとするものです。

第７条は、ビラ作成の公費負担の適用を受けようとする者は、ビラ作成業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないとするものです。

第８条は、ビラ作成の公費負担額及び支払い手続について定めるものです。

第９条は、選挙運動用ポスターの作成費用について、限度額の範囲内で公費負担することができることとし、第２条ただし書の規定を準用し、供託物が町に帰属しない場合

に限るとするものです。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の適用を受けようとする者は、ポスター作成業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないとするものであります。

第11条は、ポスター作成の公費負担額及び支払い手続について定めるものです。

第12条は、条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定めるとするものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第82号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第８３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第８、議案第83号公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　ただいま上程されました議案第83号公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

今回、租税特別措置法の一部が改正され、利子税等の割合の特例において名称等の見直しが行われたことに伴い、同法の用語を引用している規定を整備するものであります。

また、地方税法において延滞金の割合がゼロ％となることのないよう、延滞金の割合が年0.1％未満の割合であるときは、年0.1％の割合とすることに改めるものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。町例規集は第６編財務、第４章税外収入をご参照願います。

附則第２条の延滞金の割合等の特例でございます。「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合」に、また、「規定により告示された割合」を「規定する平均貸付割合」に改め、改正前の「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における」を「その年における延滞金」に改め、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものであります。

改正後の第２項といたしまして、前年の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く）が年0.1％未満であるときは、年0.1％の割合とするを追加するものであります。

なお、附則第１項といたしまして、この条例は令和３年１月１日から施行することといたしまして、附則第２項は、経過措置として、この条例に改正後の附則第２条の規定は令和３年１月１日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　大きく３点質問したいと思うんですが、名称の変更は、それで理解できたんですが、ここで特例基準割合というのは、いろいろ調べてみたら、何か1.6とかあったんですが、それは何かそのときの状況によって、平成31年、令和元年から1.6だというふうにあったんで、それはそのときによって変わるものかどうかというのと、それから、適用される税金とか料金ありますね。それはどこまでなのか。

たまたま私が持っている税金関係を見たら、裏に介護保険でもうそうなんですが書いてあるんですが、例えば給食費だとか保育料だとか、全てのことにこれが関わっていくのかと。それが２点目と。

それから３点目の今度0.1％未満の場合には0.1にするということは、今まではそれはなかったのかどうか確認したいのと。

例えばの話、たまたまちょっと引落しが間に合わなくて督促来ることもあると思うんで、そのときに、すぐに払いに行けば、結果的には延滞料かからなかったというような気もするんですが、その辺について、どんなさっと払っても０．一、二％未満だったら払うことになるのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　まず、１点目の特例基準割合でございますけれども、こちらの平均貸付割合ということでも今回の条例の改正にはありますけれども、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における短期貸付の平均利率という形で、それは特別措置法のほうで規定されておりまして、ですから定額定率というものではなく、この平均値を使うということで規定されております。

適用される税金でございますけれども、この条例でも規定されておりますが、町税のほか公法上の収入を徴収するということですので、以下の改正でもありますけれども、国保の税ですとか、そういった税の部分はこういう形でなるということでございます。

３点目でございますけれども、0.1％未満の部分については、ちょっと後ほど回答させてください。すみません。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　例えば先ほど言ったのは、税金関係は１年間、通知来るから分かるんですが、例えば料金関係で、介護保険料も分かるんですが、給食だとか保育料だとか、そういうのも全て多分月単位で払うことになると思うんですが、払うときにはどういう払い方か分かりませんが、２か月に１回とかそれは分かりませんが、そういうときも、全部該当するのかどうかということについて質問したかったんですよ。

税金関係は通知来るから、今まであまり見たことがない。真面目に見てみたら、確かに書いてありました、小さい字で。介護保険料、それから国民健康保険税。住民税はあったなかな、ちょっと忘れましたけれども、それは全てに関わることなのかということについて確認したかったんですが。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで暫時休憩いたします。

（午後　２時５０分）

○議長（杉山幸昭議長）　再開いたします。

（午後　２時５１分）

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　すみません。こちらの対象となるものでございますけれども、先ほど議員のほうからございました給食費ですとか、例えば公営住宅の住宅料ですとか、町で徴収のもの全て対象になるということでございます。

それと、先ほどの0.1％の話でございますけれども、今回、先ほどご説明いたしました平均利率という形で数値を求める場合、場合によってはマイナスになる場合もあるんで、ゼロというよりもマイナスになる場合もあるんで、その場合でも0.1％に規定するということで租税特別措置法のほうで改定がされているということでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですね。

ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第83号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第83号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第９、議案第84号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第84号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。町例規集は第７編民生、第３章国民健康保険をご参照願います。

提案の理由でありますが、個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことになり、国民健康保険税の軽減判定基準において意図せざる影響や不利益が生じないよう判定基準の見直しを行うために、上士幌

町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の概要としましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、所得軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から１を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものであります。

では、議案第84号関係、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照ください。

第21条第１項では、７割軽減となる世帯の基準額について33万円であったものを43万円といたします。

今回の見直しにおいて、この控除金額10万円を増額しているのは１人分の対象額であり、一定の給与所得者や年金所得者が２人以上いる世帯は、改正後においても軽減判定に該当しないことがないようにする必要があります。そのため世帯の中の給与所得者等の人数から１を引いた人数に10万円を乗じた金額を軽減判定額に算定いたします。

次のページをご覧ください。

第２項では、５割軽減となる世帯の基準額について、第１項の７割軽減と同様の内容で改正をいたします。

次に、第３項では、２割軽減となる世帯の基準額についてでありますが、第１項と同様の内容で改正をいたします。

次のページの附則の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例では、第２号における特例を継続して適用するために必要な改正をいたします。

附則の施行期日につきまして、このたびの改正は令和３年１月１日から施行するとするものです。

なお、令和２年度分の国民健康保険税については従前の規定によるものとするものであります。

以上、議案第84号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第84号について質疑を行います。

質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　金額の関係は分かったんですが、適用の関係で令和３年１月１

日から適用とあるんですが、そのときに多分７割、５割、２割が減免されたとして、実際に税金を払うときには、これは来年度の分になるのか、その辺、例えば税金自体は分けて払って12月でもう終わってしまうはずなんですが、その辺の実際に適用は１月１日なんですが、払うときの税金というのは次の年になるのかというのを確認と、それから、コロナ関係で今年の１月から３月ぐらいまでの８割ですか、２割ですか、減った分についての減免があると思うんですが、それはもう既に払っているのを返すという形になっていると思うんですが、その辺の具体的な例が申請等あったのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩します。

（午後　２時５７分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５８分）

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　今の適用の期日の関係でございますけれども、こちら所得税法の改正のほうから連動してございまして、来年の確定申告による来年度の所得の算定上こういう１月１日というふうにうたっているものというふうに推測しております。

また、１月、３月でのコロナでの減免につきましては、２件ほどご相談はいただいたんですけれども、適用についてはゼロという実績となってございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第84号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第84号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第10、議案第85号上士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第85号上士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。町例規集は第７編民生、第３章国民健康保険をご参照願います。

提案の理由でありますが、令和２年度の税制改正において、納税環境整備のために市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金の割合の引下げが行われました。これに伴い納税の猶予等の場合に軽減される延滞金につきましても、利子税、還付加算金と同様に割合が引き下げられることとなり、その引下げの割合は、令和３年１月１日以降の期間に対する利子税、還付加算金、延滞税に適用されるものであります。この改正と同じ趣旨の改正が地方税法においても行われていることから、上士幌町後期高齢者医療に関する条例についても条例の一部を改正しようとするものであります。

別紙資料の議案第85号関係、上士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第３条において、延滞金に係る用語である「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定するものであります。

また、新たに第２項を追加し、第１項の適用の延滞金の額の計算において、延滞金特例基準割合を除き加算した割合が0.1％未満の場合は0.1％とするものであります。

なお、附則において、この条例は令和３年１月１日から施行するとするものであります。

以上、議案第85号上士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　今回の改正については分かったんですが、今まで後期高齢者医療制度の関係で、実際には連合のほうにお金を払うんだろうと思うんですが、町として、この延滞金について発生したことがあるのかどうかと。

それから、後期高齢者についても保険料を延滞したり払わなかったりした場合には、

町の国民健康保険と同様に短期とか資格証を発行することできるんだろうと思うんですが、実際には発行してないというふうに判断いたします。その辺について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩します。

（午後　３時０３分）

○議長（杉山幸昭議長）　再開いたします。

（午後　３時０３分）

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　後期高齢者医療の延滞金についてでございますけれども、ここ数年については発生はしてないという状況でございます。

（発言する声あり）

○尾形昌彦保健福祉課長　そうですね。短期保険者証についても実績はないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですね。

ほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第85号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第85号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第11、議案第86号上士幌町まちなか住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部　洋建設課長　ただいま上程されました議案第86号上士幌町まちなか住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。町例規集は第９編建設、第２章建築住宅上士幌町まちなか住宅管理条例をご参照願います。

配付させていただきました議案第86号関係、上士幌町まちなか住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

このたびの改正内容につきましては、今年度建設を行ったまちなか住宅の完成に伴い、供用開始とするため、第２条関係の別表４段目の１に上士幌町字上士幌東３線235番地、名称にまちなか住宅、型式に１ＬＫ、面積に37.46平方メートル、棟戸数に２棟６戸を加えるものです。

次に、改正条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたします。

以上、議案第86号上士幌町まちなか住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第86号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第86号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第12、議案第87号上士幌町農業振興センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

名波農林課長。

○名波　透農林課長　ただいま上程されました議案第87号上士幌町農業振興センター条例を廃止する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。町例規集は第８編産業、第２章農林をご参照願います。

提案の理由でありますが、本条例につきましては、農業振興の基盤の確定を図り農家経営の安定に寄与する目的をもって平成13年３月に制定されたものでございますが、令和元年７月24日の上士幌町農業協同組合からの当該センター用地払下げの申入れについて対処するべく、当該用地を普通財産とするため条例を廃止するものです。

なお、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第87号上士幌町農業振興センター条例を廃止する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ただいま提案された農業振興センター条例の廃止についてですけれども、これは行政財産から普通財産に移行したという形で、町については、これを処分できたり、ほかの用に対応できるという形でいくと思いますけれども、この際せっかくの機会ですから、普通財産の処分の仕方という部分についても検討しておく時期に来ているかと思います。

特に今回、処分先の相談があった分については、農協のほうに農業の振興という部分で財産処分という形で聞いていますけれども、これについては、これから多くのまた普通財産の土地等、それから建物等含めて町が所有していますけれども、ここら辺について、ある程度この時期にしっかり考え方を整理したり、一定程度のガイドライン、処分に係るその効力とか有効性とか、一般的にケース・バイ・ケースという部分ありますけれども、そこら辺について考え方があればちょっと教えていただければ、この際ありがたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　ただいまご質問のありました町が所有する普通財産の処分についてでございますけれども、今現在、すぐすぐ処分をするということで財産のリストアップ等をしているものは今のところはないんですけれども、今後におきましても、議員おっしゃるとおり処分の必要な財産というのも発生してくるかと思います。

そういったことを含めまして、町で活用するもの、処分の必要があるもの、そういったものを整理して、またどういうことに活用できるのかですとか、処分の際の価格をどうするかというのを今後洗い出しを行いながら検討していきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第87号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第87号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第13、議案第88号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　ただいま上程されました議案第88号十勝圏複合事務組合規約の変更について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

別紙資料議案第88号関係をご参照願います。下線部分が変更部分となります。

第３条、組合の共同処理する事務（６）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、令和３年４月１日から鹿追町及び新得町を加えるため組合規約の一部を変更しようとするものであります。

この変更に際しまして、地方自治法第286条第１項の規定によりご提案するものでございます。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第88号について質

疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第88号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第88号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

全課長入りますので、ここで15分程度休憩といたします。

（午後　３時１５分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時２４分）

◎議案第８９号から議案第９４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第14、議案第89号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第８号）、日程第15、議案第90号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、日程第16、議案第91号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第17、議案第92号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第３号）、日程第18、議案第93号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第19、議案第94号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、以上６件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ただいま上程されました議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号の提案理由と内容についてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、一般会計並びに５特別会計について補正を行うものでございます。

補正総額は５億2,392万8,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会

計と５特別会計の総額で127億999万9,000円となります。

それでは、各会計の内容を申し上げます。

議案第89号一般会計補正予算（第８号）であります。

１ページをご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ５億2,745万4,000円を追加し、総額を108億6,190万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから５ページ、第１表のとおりでございます。

第２条では、６ページの第２表にありますとおり、地方債補正といたしまして一般補助施設整備等事業の限度額を5,430万円から4,980万円に、緊急防災・減災事業の限度額を９億4,570万円から９億3,850万円に、過疎対策事業の限度額を７億4,300万円から５億9,580万円に変更するものでございます。

歳出補正のうち、追加補正の主なものといたしましては、款総務費の庁舎一般電話料郵便料経費244万5,000円、ふるさと納税推進事業２億9,702万円、地域おこし協力隊推進経費176万円、財政調整基金積立金１億6,192万4,000円、ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金積立金１億601万1,000円、款民生費のふるさと納税・生涯活躍いきがい基金積立金3,504万5,000円、介護保険利用者負担額軽減措置対策費支給事業102万9,000円、款農林水産業費の森林環境譲与税基金積立金114万4,000円、款商工費の農林商工連携促進事業172万1,000円、商店街活性化対策事業1,770万6,000円、款土木費の町営住宅維持管理経費128万円、子育て住宅建設費等助成事業500万円、下水道会計繰出金180万円でございます。

また、減額補正の主なものといたしましては、款総務費の特別定額給付金給付事業356万2,000円、移住促進・二地域居住事業900万円、地域新ＭａａＳ創出推進事業525万円、ジャパンイノベーションチャレンジ開催支援事業250万円、デジタル専門人材活用事業466万4,000円、款民生費の福祉団体等活動推進経費203万8,000円、高齢者等福祉バス運行事業250万3,000円、後期高齢者医療経費510万6,000円、款衛生費の水道会計繰出金688万6,000円、款農林水産業費の畑作構造転換事業379万8,000円、款商工費の産業振興対策経費160万円、観光関連・飲食業者持続化支援事業222万円、小規模事業者持続化支援事業675万7,000円、北海道バルーンフェスティバル開催事業1,001万円、款消防費の上士幌消防団訓練場整備事業723万3,000円、款教育費の認定こども園給食経費200万円、スポーツ振興助成経費200万円など執行残などに伴う減額補正を行っているところでございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、各特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

41ページの議案第90号国民健康保険特別会計補正予算（第３号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ160万3,000円を追加し、総額を７億3,957万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、42ページ、第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款総務費の事務管理経費９万1,000円、款諸支出金の療養給付費交付金等返還金151万2,000円をそれぞれ追加補正をいたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、46ページの議案第91号後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から75万2,000円を減額し、総額を１億625万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、47ページ、第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款総務費の事務管理経費39万6,000円を追加し、款後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金114万8,000円を減額いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、51ページの議案第92号介護保険特別会計補正予算（第３号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ168万7,000円を追加し、総額を５億8,146万3,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、52ページ、第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款総務費の事務管理経費168万7,000円を追加いたします。

また、款保険給付費、款地域支援事業につきましては、それぞれ財源内訳を補正するものでございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、57ページの議案第93号水道事業特別会計補正予算（第２号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から606万4,000円を減額し、総額を１億

9,352万3,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、58ページ、第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款水道経営費の事務管理経費176万4,000円、簡易水道施設維持管理経費288万5,000円、水道メーター更新及び新設メーター購入事業200万3,000円をそれぞれ減額し、款水道施設費の簡易水道施設改良事業58万8,000円を追加いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、62ページの議案第94号公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）をご覧ください。

今回の予算補正につきましては、地方債の減額に伴う財源内訳の補正となります。

第２条では、64ページ、第２表にありますとおり、地方債補正といたしまして、下水道事業の限度額を460万円から410万円に、過疎対策事業の限度額を440万円から310万円にそれぞれ変更いたします。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、63ページ、第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款下水道施設費、目下水道施設整備費の財源内訳におきまして地方債180万円を減額し、その他180万円を追加いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに５特別会計の補正内容についてご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第89号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第８号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、14ページから款ごとに一括して質疑を行います。

歳出、議会費及び総務費について質疑を行います。14ページから19ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　18ページのシェアオフィスの整備事業、シェアオフィスの現状と、それから東京のほうに借りているウィーワークのシェアオフィスの状況だけちょ

っと確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　シェアオフィスの現状についてでございますが、シェアオフィス個人利用と、あと企業のほうで年間利用をされている件でございますが、年間利用のほうが、現在このコロナ禍においても、オープンが７月と少し遅れてしまったんですが現状で８社契約をいただいております。首都圏の企業が主となっております。

ウィーワークに関してですが、なかなか今年度、我々がウィーワークのほうに行って活用してというのがちょっと難しい状況にございまして、また、ウィーワークも６時以降、イベントスペース、そして借りれるというのが、またあそこの売りの一つでもあったんですが、そこの人数を最近、制限をしているというような状況もあって、なかなか活用が難しい状況になったんですが、ウィーワークのほうはウィーワークのほうで、ただ手をこまねいているのでなくて、契約している企業がよりコミュニケーションを取れるようなウィコミューンという新しいＳＮＳを立ち上げまして、そこで契約している企業がいろいろなネットワークをつくれるようにというふうに始めましたので、我々もそこを今、積極的に活用しているという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　わかりました。

それでは、ちょっとしたらシェアオフィスについては、使用についてはちょっと予定より厳しいという認識をしておいてよろしかったでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　現況、このコロナ禍においても、できることで精いっぱいＰＲをしたいと思っておりますが、そうですね、当初の見込んでいた使用料は少し達成が難しいような状況かと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　19ページまででよろしいですか。

○議長（杉山幸昭議長）　はい。

○２番（山本和子議員）　３項目質問したいんですが、１つ目は定額給付金の関係で、今回の補正で減額していますが、赤ちゃんに対する給付金の関係を検討されたかどうかについて質問したいと思います。

４月27日付を基準日にしますので、28日以降、結構３月の年度内まで出産した方についても給付している例もあるんですが、その辺について、要望だけ出して、具体的な要望をきちっと確認はしなかったんですが、その辺について検討されたかどうか、まず質

問いたします。

それともう一つは、17ページ、地域新ＭａａＳ創出事業なんですが、今回525万円の減額となっていますが、その理由について質問いたします。

もう１点は、18ページのデジタル専門人材活用事業で466万円が減額になっていますが、その点について質問いたします。

３点質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　15ページの定額給付金事業についてでございます。

基準日以前と、今ご質問は以降の生まれた方にということだと思うんですけれども、そのことについて検討はしてきたんですけれども、そこの部分については、追加で町独自としては実施していないという状況でございます。

そのときに、やっぱり我々で議論になったのは、じゃ、どこまでの生まれた方を対象にするかとかそういったことで、なかなかちょっとこれは難しいなということで、町独自事業としては実施していないという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　地域新ＭａａＳ創出推進事業の減額の主な要素でございますが、大きなものとしましては、10月から12月、３か月間実施しております福祉バスのデマンド化でございますけれども、こちらの３か月間、この実証実験で福祉バスのほうを貸し切るというような予算の見方をしています。当然、その分、福祉課のほうの予算は同額を減額しております。

その分、当然、利用がたくさんされるという見込みで、フルにこちらのほうで、そのデマンドに応じてバスを走らせるという予算で見込んでおりましたが、実際は昨年度よりは今現時点で利用が増えているという状況がございますが、万度に使われているという状況がありませんでしたので、その分の委託料の減が主な要素となっております。

○議長（杉山幸昭議長）　どうぞ続けて。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　デジタル専門人材活用事業の減額についてでございますが、町からの企業への人件費の負担金、当初予算1,000万円計上させていただいておりまして、さらに国からの措置が560万円ですということでご説明を申し上げたかと思いますが、今回、派遣元の企業のほうから、国からの措置の560万円を超える分については企業の持ち出しとして対応したいという申出をいただきましたので、要するに、町からの負担金の部分は国からの措置の560万円となるような形で申出をいただきましたので、その分440万円の減額をさせていただいております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　定額給付金につきましては、今回も来年度以降もありますので、期限を切って、いずれ検討したらどうかなと思って質問に上げました。

ＭａａＳ事業の関係なんですが、ＭａａＳ事業はまだ続いていると思うんですけれども、その点で福祉バスの運行状況を見て減額したというのは、結果的に事業が終わってから減額するのかなと思ったんですが、多分まだ続いているはずですよね。

そのときに全体的に多分、今新聞でも出ていますし、いろいろスケジュール見ても、まだまだ続きますので、その辺、何で今の時期に減額するのかなと、ちょっと疑問に思って、やっぱり活用するんであれば、最後まで見届けてからしたほうがいいのかなと思って今質問させてもらいました。

あと、デジタル専門員の関係については分かりました。国からの補助金と企業からの支援で、町の負担が減ったということで確認させてもらいました。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　ＭａａＳは、当然、先ほどちょっと主な予算のところで申し上げましたが、現在、10月、12月で実証を行っておりますので、当然、12月までいろいろ様々なデマンドバスだけではなくて、自家用、有償、また今回、物流事業者さんに高齢者を運んでいただくというようなことも実証していきますので、こちらは当然、12月まで万度に使っていただくように改めてまた周知を行ってまいりますし、最大、事業費として2,500万円を超えない見込みということは今回見込めましたので、最大事業費を2,500万として525万円を減額するものです。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、民生費に行きます。民生費から衛生費に入ります。

19ページから25ページまで質疑行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、農林水産業費に入ります。

25ページから27ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、商工費に入ります。

27ページから30ページまで質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　30ページの商工費の委託料、道の駅等経済波及効果の推計事業なんですけれども、これについて委託料がちょっと大きい額がマイナスになっているんですけれども、何か大きな理由があってこういうふうになったのか、それとも入札の結果がこうなったのか、そこら辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　道の駅等経済波及効果推計事業の委託でございますが、当初予算で委託分99万円を見ておりましたけれども、このコロナの影響によりまして的確なデータ取りができないということで今回中止とさせていただいております。改めて、また新年度予算で計上を予定しておりますということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、土木費及び消防費に入ります。

31ページから33ページまで質疑を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ありませんか。

次に、教育費及び公債費に入ります。

34ページから38ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　35ページのかみしほろ学園推進事業の減額の理由と、講師謝礼ということですので、講師が講演会ができたのか、できなかったのかと、それから学園構想の予算の中に芸術鑑賞費が含まれていると思うんですが、多分以前でしたら60万円で、その事業が実施されたのかどうか確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　須田生涯学習課長。

○須田　修教育委員会生涯学習課長　まず、かみしほろ学園推進事業の報償費の減額分33万2,000円についてですけれども、こちらの事業、今年度、東成瀬村との事業ということで、東成瀬村から講師の方を呼んで講演会、あとは交流学習というか、そういったものを実施する予定でおりましたけれども中止させていただきましたので、その分の講師の謝礼分の減額をさせていただきました。

○議長（杉山幸昭議長）　山本和子議員、いいですか。

（発言する声あり）

○議長（杉山幸昭議長）　再質問しますか。

須田生涯学習課長。

○須田　修教育委員会生涯学習課長　芸術鑑賞会の部分については、今年度もう予算を部会としては、研修開発部会だったか、要するに学園のほうの担当部会のほうに予算を配分しております。実際どういう内容で実施したのか、してなかったのかにつきましては、ちょっと私のほうで今把握しておりませんので、確認させていただいて、後でご報告させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　研修開発部会、その中に芸術鑑賞会、小中として例年60万組んでいるので、多分組んでいると思うんですけれども、多分コロナ禍の時期で大変苦労しているのかなと思うんですが、ぜひ行う方向でと思っているんですけれども、たまたまいろいろ劇団風の子ありますよね。何回も来てくれる。東京の劇団風の子だったら、もう劇団員が全員コロナのＰＣＲ検査を受けて、子供たちのフェイスガードですか、それを全部配付しながらやっているという例もありましたので、特にこういう時期というのは芸術関係はやっぱり切り捨てられちゃうと思うんですよ。あと、やっている方も苦労していると。

そのときに何かできる方法があるんであれば、劇団は直接は補助はできないかは知りませんが、そういうふうにできるところとやっぱり努力しながら、ぜひ年度内といっても、あと僅かしかありませんが、そういうこともあるということで、難しいから切るんではなくて、できる方法を劇団のほうも、あといろんなテレビで見ていますけれども、本当に劇団の方がいろんな、昨日もミュージカル関係見たんですが、もうこれやりながら、気を付けながら本当にやっているということで、ぜひ小中学校の芸術鑑賞についても最後まで続けてほしいなと思って質問させてもらいました。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　要望でいいですね。

○２番（山本和子議員）　はい。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、給与費明細書及び地方債に関する調書は、39ページから40ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、事項別明細書の歳入は、９ページから13ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　11ページの財産収入の不動産売買収入、前に農協のほうに売買する部分では4,182万何がしという形だったんですけれども、ここの数字でいくともう少し何か町として売買したのもあるのかなと、先ほどちょっと総務課長がないような話をしていたような気がしたものですから、ここの数字の違いというのは何かありましたか。

○議長（杉山幸昭議長）　杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　農業振興センターの関係の補正となっております。当初4,203万552円で見ていたところですけれども、現在の売却の価格として予定しているのが4,182万2,052円ということで、差引き20万8,500円を減額するというものでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　分かりました。読み方をちょっと間違えて、当初と、それから１回整理して、もう一回整理したという形でよろしいですか。

○議長（杉山幸昭議長）　杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　今回の補正については、当初予算で見ていたものから最終的な金額についての差額を補正するということでございまして、先日の委員会でご提示させていただいているのが売却の予定価格ということになってございます。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、事項別明細書の総括表は、７ページから８ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、一般会計補正予算書の１ページから６ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第89号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第８号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、歳入歳出一括して質疑を行います。

議案第90号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、41ページから45ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第90号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の質疑を終わります。

次に、議案第91号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、

46ページから50ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第91号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の質疑を終わります。

次に、議案第92号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、51ページから56ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第92号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第３号）の質疑を終わります。

次に、議案第93号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第２号）は、57ページから61ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第93号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第２号）の質疑を終わります。

次に、議案第94号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、62ページから68ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第94号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって議案第89号から議案第94号までの令和２年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第89号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第８号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第89号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第90号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第91号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第３号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第92号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第２号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第93号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第94号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は12月18日金曜日、午前10時でありますのでご承知願います。

本日は、これにて散会といたします。

（午後　４時００分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

１２月　１８日

令和２年　第８回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和２年１２月１日			
招集の場所	上士幌町議会議場			
開会・閉会日時及び宣告	開議	令和２年１２月１８日　午前１０時００分	議長	杉山幸昭
	閉会	令和２年１２月１８日　午前１１時０６分	議長	杉山幸昭

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　　０名
欠員　　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸　明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	９番　斉藤明宏　議員		１０番　馬場敏美　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	船戸竜一	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中貢	建設課長	渡部洋
	副町長	千葉与四郎	教育委員会教育長	小堀雄二
	会計管理者	青木弘彦	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	総務課長	杉本章	教育委員会生涯学習課長	須田修
	企画財政課長	杉原祐二	教育委員会幼児教育課長	弦巻佳光
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶達	農業委員会会長	髙木裕巳
	町民課長	（会計管理者兼務）	農業委員会事務局長	渡辺純一郎
	保健福祉課長	尾形昌彦	消防課長	永谷全功
	農林課長	名波透	代表監査委員	根本広実
	商工観光課長	佐藤泰将		

令 和 2 年 第 8 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第２号）

令和２年１２月１８日（金曜日）

日程第　１　（総務文教厚生常任委員会中間報告）
委員会調査中間報告　上士幌高校の振興の調査に関すること
日程第　２　（総務文教厚生常任委員会審査報告）
議案　第　８２号　上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第　３　意見書案第１８号　コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出について
日程第　４　議案　第　９５号　財産の処分について
日程第　５　議案　第　９６号　令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第９号）
日程第　６　議案　第　９７号　令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第　７　議案　第　９８号　令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第　８　議案　第　９９号　令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第　９　議案　第１００号　令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１０　議案　第１０１号　令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１１　監報告第　　５号　例月出納検査報告について
日程第１２　閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前１０時００分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、12月14日午前９時より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

１点目ですが、日程第５、議案第96号から日程第10、議案第101号までの令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第９号）並びに５特別会計補正予算は関連がありますので、６会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上で、議会運営委員会の議事運営の報告を終わります。

◎委員会調査中間報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、委員会調査中間報告、上士幌高校の振興の調査に関することを議題といたします。

総務文教厚生常任委員会から、所管事務の調査中であります上士幌高校の振興の調査に関することについて、会議規則第47条第２項の規定により委員会の中間報告をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教厚生常任委員会の申出のとおり、所管事務調査の中間報告を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、上士幌高校の振興の調査に関することについて、中間報告を受けることに決定いたしました。

それでは、中間報告の発言を許します。

総務文教厚生常任委員会委員長、３番、伊東久子議員。

○総務文教厚生常任委員長（伊東久子議員）　総務文教厚生常任委員会より所管事務調査の中間報告をいたします。

この所管調査につきましては、その内容をお手元に示しました別紙、所管事務調査中間報告書をご覧いただきたいと思います。

それでは報告をいたします。

１、調査、上士幌高校の振興の調査に関すること。これは令和２年９月25日に承認議決をいただいております。

２、調査年月日（１）令和２年10月６日、振興策の取組状況について、教育推進課から聞き取りを行っております。（２）令和２年10月14日、上士幌高等学校の視察及び意見交換を行いました。（３）令和２年12月８日、この報告書の内容の精査をいたしました。

以上、計３回を行っております。

３番目として調査地。議場、委員会室、上士幌高等学校。

４番目、説明員として小堀教育長、木下教育推進課長、鳥本主査。

５番目の調査内容ですが、上士幌高等学校振興策の取組状況について。

① 上士幌高等学校振興会の活動について。令和元年度の総事業費3,758万1,000円を振興策として通学の全額補助、制服代補助、就学援助、修学旅行代金の補助、進学に係る奨学金、各種検定料補助等に実施しているとの説明がありました。

② といたしまして、十勝地区における生徒の進路動向でございます。

高校進学者のうち、音更、士幌、上士幌、芽室、幕別町の旧十勝第１学区から帯広市内の高校へは640名が進学し、一方、帯広市から５町の高校へ263名が進学している状況となっており、少子化が進む中、郡部校が厳しい現状にあるとのことでありました。

また、上士幌高等学校合格者のうち、地元生徒の入学率が低い状況にあるとの説明もありました。

③ 上士幌高等学校の維持について。

高校の二間口維持に向けては、他町村の保護者などへの周知と理解が進み、現状は二間口維持につながっているが、進学、就職等の状況が地元生徒、保護者へ十分に伝えきれていない面もあることから、入り口（入学）時と出口（卒業）時の特色化、魅力化を

どう高めていくかが課題であるとの説明がありました。

（２）上士幌高等学校の視察及び学校長との意見交換についてであります。

①習熟度別授業の実践について。

上士幌高等学校訪問では、初めに渡邊邦夫校長の案内で習熟度別授業を実践している数学の授業３クラスを見学しました。

現在行われている習熟度別授業は、生徒の理解度にあったカリキュラムを組むことができ、学習意欲の向上につながっているが、本町からの人材支援により実施できているとの説明がありました。

生徒は、教師の指導に対し熱心に向き合っており、積極的な面を感じることができました。

②高校の教育目標と入学者の確保について。

令和２年度学校経営シラバスに沿って、教育目標を「未来を切り拓く人間性豊かな人を育てる」とし、目指す学校像として、長期は「十勝管内北部小規模校の準進学校化」、短期・中期は「国公立大学への進学実績の向上」「地域とともにある学校」「部活動の活性化」「二間口の維持」としているとの説明がありました。

地元入学者が少ないなどの課題に対し、その対策として振興会の協力によるプロモーションビデオの制作、中学校の進路指導教諭への直接のアプローチなど取組も紹介をされました。

６、振興策への要望について。

①習熟度別授業の拡充と人材支援について。

習熟度別授業は、現在数学で実施されているが、今後は、英語の授業も実施したいと考えていることから、引き続き町からの人材支援の拡充の要望がありました。

②部活動の充実に伴う人材支援について。

高校の魅力化の一つとして熱気球部があるが、クラブ顧問としての活動と意欲を持っている教員はいるが、現状は、熱気球ライセンスがないことから活動が制限されているので、この課題を解消できるよう人材育成に協力をしていただきたいとの要望があった。

また、近年はクラブ活動の充実として、個人競技であるバドミントンの強化にも力を注いでいるが、学校内に経験のある指導者がいないことから、地域の指導者の協力をいただきたいとの要望がありました。

③といたしまして、ＩＣＴ環境整備の支援について。

高度情報化に対応したＩＣＴ環境整備への支援についての要望がありました。

④ 上士幌高等学校の魅力発信について。

生徒自身が地域に赴いて、マスメディアを利用して現在の高校の状況の発信に努めているが、学校の魅力が向上していることを行政側からも発信に協力をいただきたいとの要望がありました。

７番目、町への提言。

今回の調査については、上士幌高等学校に対する来年度以降の短期的な振興策の実施状況や現場の要望などを中心に調査を行いました。

総務文教厚生常任委員会としては、上士幌高等学校が地域の学校として高度な普通教育や専門教育を施す機関として重要な位置づけにあることから、少子化が進む将来においても安定的な二間口維持ができる高校となるよう、支援を行っていく必要がある。このような認識の上で、上記の要望をできる限り振興策に反映できるように望むものであります。

また、上士幌高等学校の存続を考えた場合、高校が目指す地元入学率の一定数の確保による地域連携特例校や国が進める普通科高校の再編に対する学校づくり、全国からの生徒募集など、多岐にわたる選択肢を検討していく必要があるとともに、その施策を実現するための支援を行っていくことになることから、上士幌高等学校の存続に向けた中・長期的な調査を引き続き行っていく予定であります。

最後になりましたが、今回の調査に合わせて視察にご協力をいただいた上士幌高等学校の皆さんに、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

以上で、上士幌高校の振興の調査に関すること、所管事務調査の中間報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたが、委員会調査中間報告に対する質疑は、議会運用例第96条の４の規定により省略いたします。

本件はこれを報告済みとし、総務文教厚生常任委員委員会は、引き続き継続して調査することといたします。

以上をもって総務文教厚生常任委員会所管事務調査の中間報告を終わります。

◎議案第８２号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、委員会審査報告を行います。

議案第82号上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長、３番、伊東久子議員。

○総務文教厚生常任委員長（伊東久子議員）　総務文教厚生常任委員会より委員会審査報告を行います。

本委員会に付託されました事件につきましては、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査事項、議案第82号上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、これは令和２年12月１日、付託を受けております。

審査年月日、令和２年12月８日、１回であります。

審査場所は、議場。

説明員には、千葉副町長、杉本総務課長、冨川主幹、石川主査。

審査結果、当委員会は、議案第82号の審査に当たり、副町長、担当課長及び主幹、主査の出席を求め、質疑聴取による審査を行いました。慎重審査の結果、議案第82号は、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したことをご報告いたします。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第82号の採決を行います。

議案82号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見書案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、意見書案第18号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である１番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

１番、渡部信一議員。

○１番（渡部信一議員）　意見書案第18号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出について。

この意見書案については、上士幌町農民同盟より提出の依頼があり、議会運営委員会運営委員全員の賛同をいただき、私が提案者になった次第であります。

それでは、内容を朗読して説明に代えさせていただきたいと思います。

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書（案）。

日本農業を巡っては、ＴＰＰ11や日米貿易協定など大型ＦＴＡが相次いで発効される中、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定での国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと全国において、農業や地域経済への影響が懸念されていました。

そうした中、１月15日に新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されてからこの間、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大が今もなお爆発的に広がっています。感染拡大によって、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している我が国の食料政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっています。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症においては、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的な広がりを見せており、１日当たりの感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲などの自粛を求める機運が高まっています。

しかしながら、国は経済の活性化を図る取組と感染防止対策の両立を進めていますが、同時に感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化しています。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖など需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道及び本町は深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応いただきますよう要望します。

記

１、新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで経済損失が拡大し、地域社会全体への影響は必須なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

２、新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上をもちまして、提案理由と内容を説明いたしました。

ご審議いただきご可決いただいて、各関係省庁に送付されますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第18号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

まず最初に、本案に対する反対の討論を行います。討論ありますか。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ただいま提出されました意見書案第18号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書につきまして、賛成の討論を行います。

本町の基幹産業の農業は、生産者の意欲と農協との連携をもって大きく生産性を向上し、地域の経済基盤の中心となっています。それゆえ、地域への経済効果は雇用の拡大はもとより特に商工業、観光業の二次・三次産業と強く結びつき、営農拡大による雇用人口の増加などにつながっています。

農業は気候変動に左右されやすいことに加え、ＴＰＰ11・ＦＴＡなど経済連携協定などの国際競争力の影響が見込まれ、さきの北海道の影響調査でも農業収入が334億から496億円に減少する見込みという、大きい経済の影響が見込まれているところです。

一方、今日のコロナ禍においては、農畜産物の一般消費については減少が進み、多大な農業生産地の経済に影響が出ています。特にコロナ禍の影響による国内外の外食産業の低迷等により、本町の地産品である牛肉、牛乳、ジャガイモ、豆、小豆、ビートの消費が激減し、今年の農業生産物の余り気味の減少による市場価格の低迷などの現象が見

られるところです。

我が国の自給率は、先進国と比較して大きく遅れを取っており、食料・農業・農村基本計画においては、37%から45%に引上げ目標設定も５年先に先送りされる状況にあり、農業の国民の食糧危機に対する役割がますます重要視されるところです。

併せまして、さきに実施しました観光協会、ぬかびら源泉郷旅館組合などの観光関連事業者からも、コロナ禍における国等の支援が切れる以降による不安は底知れないものがあると発言され、外食産業関連における消費影響においても不安が募るところであります。

本町の家族農業や農業法人の充実を求め、持続可能な生産基盤を維持し、農業が持つ多面的機能の充実と発揮効果とを推進するためにも、令和２年３月に制定され、農村振興の推進に関する計画の精神を今こそしっかり発揮し、国として迅速な支援を行うよう強く町ぐるみで求める必要があります。

以上をもちまして、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出について、議員各位賛成の下、早急に提出されることをお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、本案に対する反対の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、本案に対する賛成の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論がありませんので、これをもって意見書案第18号に対する討論を終結いたします。

これより意見書案第18号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）　起立多数であります。

よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第４、議案第95号財産の処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　ただいま上程されました議案第95号財産の処分について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

本件は、12月１日開催の上士幌町議会定例会でご可決をいただきました上士幌町農業振興センター条例を廃止する条例により用途廃止となった土地について、現在の使用者である上士幌町農業協同組合に売却することとしたいので、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第95号関係資料を併せてご参照願います。

１の財産の種類は、土地。

２の財産の内容は、記載のとおりの宅地２筆、合計面積３万489.15平方メートルであります。

３の売却金額は、4,182万2,052円であります。

４の売却の相手方は、河東郡上士幌町字上士幌東２線238番地、上士幌町農業協同組合代表理事組合長小椋茂敏氏であります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、上程されました農業振興センターの敷地の売却の関係でありますが、この敷地につきましては昭和42年に家畜センター設置及び管理条例等で含めて、その後新たな、今対応をされました条例に基づいて検討していると思いますが、この間、上士幌農業の大きなやっぱり一つの基地として、以降、今の現状を見ましても、あの一帯については農業施設の関連で多くの雇用体制とか、いろんな活用の中で、新たな農業に向けた大きな基地化になっているかと思っています。

そんなことで、今回、一定程度この売却については賛成しますけれども、やっぱりこれからまちづくりの一つとして、先ほどやはりちょっと意見書にもあったとおり農業が大きな本町の基幹産業であり、また産業等含めて雇用の場という部分を含めて、あそこにはコントラも含めて、本当に今時期を農業に大きく寄与している部分があるかと思います。

私は、本町の土地の売却等について、せっかく大型の売却でありますから、やはり今

後残されている土地をどういうふうに有効に使うかという部分についても、やはり検討したと思いますけれども、まず第１点目、農協との中については、聞くところによりますと、できれば無償で欲しいという話もちょっと聞かされておりますけれども、ここら辺の経過も含めて、若干、町の考え方それから今回に至った経過について、説明いただければありがたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　名波農林課長。

○名波　透農林課長　ただいまの議員の質問によりまして、これまでの経過について、農協から無償でという話があったことは認識をしております。

かなり前からの話でございまして、ちょっと手持ちの資料がございませんけれども、平成15年だとかその辺のところから何度かそういうお話がございまして、基本的には無償ということには今現在至っていないということですけれども、今回売却に至った経過については、令和元年度の７月24日に、農協から用地の払下げ、これからのあそこの用地の活用について、いろいろ発展的に用地を使いたいということで、用地の払下げの申入れがございまして、それについて払下げを庁内で協議をいたしまして、今回の売却に至っているというところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　先ほどありました、この売却、これから土地の売却を含めてとか、これから町も遊休地的な土地があるかと思いますんで、今この売却の中でもやはり僕的には無償から始まって、その法律をどういうふうにチェックできるかとか、町民についても認識する部分でも、これから土地の売却関係については、そういう一定程度のガイドライン的な部分が必要になってくるんじゃないかと思います。

まして、町の振興上、まず他の町村では、例えば住宅地を無償で譲渡するとか、そんな政策も移住者等についてはあったり、そこまでは別にしましても、これから例えば僕の住んでいる11区辺りについては、元のアイスホッケー場の跡とか営林署の苗畑跡とか、今はもう取壊しが始まってきた西団地、それからこれから進むであろう、予定どおり進んでいくとしたら白樺、それから西保育所、学童とか多岐にわたった土地利用の関係が残されるという認識、僕はしていますんで。

これをどういうふうに有効に使うかという部分を、これから売却と関わりながら、町としてそういう町の振興も含めて、一定程度価格の在り方もあってもいいのかなと思いますんで、これ理事者のほうがしっかりした答弁できるかと思いますけれども、これについて、考え方についてあればちょっと検討してほしいと思いますが、いかがでしょう

か。

○議長（杉山幸昭議長）　千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　初めに、今回の売払いの関係でありますけれども、これまでの経過を申し上げれば、もともと町としてはＪＡのほうに払下げということで、ずっと交渉してきた経過がございますので、確かにその後の経過として、できれば無償にというような、そういった発言があったということは事実でありますけれども、町は一貫して払下げということを、無償ではなくて有償での払下げということを基本的に前提として、農協にもお話をさせていただいたところでございます。

ご承知のとおり、今、議員の発言にもあったように、農業振興を目的に土地を無償で、今まで貸し付けてきたという経過がございますけれども、現状はコントラを含めてそういった経済的な行為も実際に行われているということもございまして、その意味ではそういったことも含めた将来的な農業振興に使っていただくということが前提になってまいりますけれども、そういう意味では有償での払下げということは、これまでどおり行政も方針として持ってきましたし、現状町のほうも、そういったことをご理解いただいて、今回の結論に至っているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、その他の公共用地の関係でのご質問でありますけれども、まさに議員おっしゃるとおり、いかに有効活用するかということは非常に重要でありますし、そういう意味では内部ではいろいろと議論しているところでありますけれども、将来的にはいずれまた議会のほうにもいろいろと協議をさせていただいて、有効活用に向けてどういったものに活用していけるのかということについては、改めてまた内部でも十分に議論しながら、議会のほうにもご相談させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第95号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第95号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９６号から議案第１０１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第５、議案第96号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第９号）、日程第６、議案第97号令和２年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、日程第７、議案第98号令和２年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、日程第８、議案第99号令和２年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第４号）、日程第９、議案第100号令和２年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第３号）、日程第10、議案第101号令和２年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、６件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ただいま上程されました議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号の提案理由と内容についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、一般会計並びに５特別会計について補正を行うものでございます。

補正総額は6,998万円の追加補正となります。補正後の予算規模は一般会計と５特別会計の総額で127億7,997万9,000円となります。

それでは、各会計の内容を申し上げます。

議案第96号一般会計補正予算（第９号）であります。１ページをご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,201万5,000円を追加し、総額を108億9,391万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから３ページ第１表のとおりであります。

歳出補正のうち、追加補正の主なものといたしましては、款総務費の地方バス路線維持対策経費100万7,000円、町長選挙執行経費178万2,000円、款民生費の介護保険会計繰出金470万6,000円、医療・介護施設等感染拡大防止対策支援事業500万円、款衛生費の検診・予防接種情報入力自動化事業851万3,000円、新型コロナ感染予防対策経費816万円、款土木費の町営住宅補修事業948万6,000円、単身者住宅管理経費132万8,000円、款教育費の認定こども園管理経費267万5,000円でございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、各特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

22ページの議案第97号国民健康保険特別会計補正予算（第４号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７万3,000円を追加し、総額を７億3,965万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、23ページ第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款総務費の人件費７万3,000円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、32ページの議案第98号後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から２万8,000円を減額し、総額を１億623万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、33ページ第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款総務費の人件費２万8,000円を減額いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、39ページの議案第99号介護保険特別会計補正予算（第４号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,800万1,000円を追加し、総額を６億1,946万4,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、40ページ第１表のとおりでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、款保険給付費の施設介護サービス給付費事業2,922万3,000円、高額介護サービス費事業318万2,000円、特定入所者介護サービス費事業561万8,000円を追加いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、51ページの議案第100号水道事業特別会計補正予算（第３号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から５万5,000円を減額し、総額を１億9,346万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、52ページ第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款水道経営費の人件費５万5,000円を減額いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、58ページの議案第101号公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）をご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額から２万6,000円を減額し、総額を２億2,724万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、59ページ第１表のとおりでございます。

歳出の補正内容につきましては、款下水道施設費の人件費２万6,000円を減額いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに５特別会計の補正内容について、ご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第96号から議案第101号を一括して質疑を行います。

初めに、一般会計について質疑を受けたいと思います。質疑ありますか。

６番、小椋議員。

○６番（小椋茂明議員）　10ページになります。

新型コロナ感染予防対策経費ということで816万計上しておりますけれども、検査の助成というのは機器が入らないと実行されないということがありますんで、この感染が広がっている中で、機器の購入時期というのが、いつぐらいに想定されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　機器の購入時期でございますけれども、町内の医療機関の一つのところで、１月の中旬以降に購入機器が納入できるんじゃないかという情報を共有させていただいておりまして、それに向けたこの制度の予算の計上をさせていただいているという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　いいですか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　10ページの１の保健衛生総務費の分でちょっと質問したいと思います。

この部分にＩＣＴ課の業務の中に、ＡＩ－ＯＣＲ運用費用という部分で、文字変換機能という部分かと思いますけれども、これがありますけれども、前に総文の資料を見せ

てもらったら、来年度はＡＩ、このライセンス購入については、企画財政がふるさと納税で使うという分で、ちょっとあるもんですから、なぜここの福祉の関係で企画のふるさと納税の部分が活用する来年度以降ライセンスについては、対応するとなっているんですけれども、ここら辺ちょっと僕も理解できない部分あるんで、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　今回、保健福祉課のほうでこのＩＣＴ化、自動入力のほうの計上をさせていただいたというところは、今回コロナの交付金の対象といたしまして、この感染症のシステムへの入力というところでの保健福祉課の予算要求、補正の要求となってございますので、こちらのほうがコロナの交付金に該当するのではないかということで、一応申請を前提に今回先に保健福祉課のほうで予防接種の関係のシステムの改修というような考えの下で、今回補正計上をさせていただいているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　財源の問題だというふうには認識しますけれども、特に問題なくてということでよろしいでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　今、議員のおっしゃるとおりでの考えでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　先ほど小椋議員も質問しました新型コロナウイルスに対する検査体制の問題で質問いたします。

先ほど購入時期が来年になるという話もありました。実際にこの要綱等が適用されるのは来年の３月31日までですので、かなり限られた時間しかありませんので、その中で私が委員会でも質問しましたが、来年度以降、令和３年度以降についてやっぱり実施する方向で検討していくと思うんですが、このことについて当初予算には当然入っていないと思うので、その点についてどういうふうに対応するのか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　来年度以降の対応でございますけれども、やはりコロナのこの状況が続くという状況であれば、当然、町としても対応を考えていかなきゃならない事象だとは思います。ただ、財源的な部分も含めて、コロナの交付金の活用だとか含めて今後情勢が変わってきた段階で、またご相談をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　実際に、要綱に基づいてやりながらいろんな課題が見えてくるんだろうと思うんです。

国のほうでも受けることを推奨するのと、できれば国のほうできちんと施設関係等について負担をしてくれたらいいなと、そういうふうに国のほうも交付金等について大分変ってくると思うんですが、それについてはできる限り１月以降、これを実施したとして３月31日に一旦切れても、年度内にやっぱりきちんと把握をしながら検討すべきだと思っています。

来年二月、三月ぐらいに選挙がありますので、それが終わってからどうのこうのでは遅いと思います。その点についてはきちんと情報を得ながら、多分、昨日、今日のニュースでもかなり増えていると、東京を中心にものすごく増えているということがありますので、収まる気配は一向にありませんので、それはやっぱり早めに町としても対応していくべきと考えますが、その点について年度内にきちんと協議すべきではないかということで質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　コロナの交付金につきましては、これから町村の事業に対してのまた新たな対応の検討が求められて、国のほうもその辺、追加の交付金が上げられるという状況になっておりまして、まだ内容が不透明な部分ございまして、その予算が今年度中に使わなければならないのか、たしか来年度も含めた形の交付金の使い方ができるのか、その辺はまだ不透明でございますので、そういう部分も含めて山本議員おっしゃるような年度内の途切れのないような対応ができるような形での検討を行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　たしか３回しかなかったので、次の質問をしたいと思うんですが、教育費の、ページでは12ページなんですが、認定こども園管理経費で報酬費が267万円計上されています。これは新たに会計年度職員が採用されたのかという、私がそういうふうにとったんですが、その辺はどうなのか。それと、もしそうであれば、どういう職員体制に、どこに配置されるのか含めて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　弦巻幼児教育課長。

○弦巻佳光教育委員会幼児教育課長　今回計上させていただきました会計年度任用職員、こちらにつきましては、いわゆるパート職員の分の人件費になります。

今年度につきましても、児童数の増加、それから新型コロナ感染予防のために保育室、それから遊具ですとか玩具の消毒作業等が増えたことによる業務の増のための経費です。

○議長（杉山幸昭議長）　一般会計ほか質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　11ページの款で土木費をちょっとお願いしたいと思いますけれども、建設課のほうでは低所得者向けの公営住宅の対応を一所懸命してもらっているなと思いますけれども、特に今年については、１月から遡って今月まで、かなり多く、ふれあいでは24戸、それから新西では７戸という部分で、非常に多くの出入りを対応しながら修繕しているという部分があります。

当初予算で例えばふれあいについては、1,200万ぐらいの部分等含めて全体の予算をそういうふうに確保していると認識しますけれども、どうしても退去後の予算がないことによって、この資料を見ますと12月からもうほとんど予算がなくなってくるという認識かと思いますけれども、そのような中で少しでもやっぱり早く低家賃の住宅を確保するというのが公営住宅の趣旨ですから、そういう部分についてもう少し予算が初めから対応できればなと思うんですけれども、なかなか相手があることですから、どんな理由で退去するかという部分もありますけれども、近年少しずつ退去件数が多くなっているような認識がちょっとしますんで、少しでも早く営繕をして早く低家賃住宅の入居等の対応をできる環境をつくったらどうかなと。

一方では、賃貸については結構たくさんありますけれども、５万円以上から七万、八万ぐらいの、ですからちょっと使いづらい部分もあるかと思いますけれども、なるべく早く修繕して、逆に言えば町としては早く収入を得て円滑な運営も必要になってくるかと思いますけれども、ここら辺の考え方について、あれば一言よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　渡部建設課長。

○渡部　洋建設課長　公営住宅の関係につきまして、予算に関しましては確かに、年々施設の老朽化、そういった部分で増加傾向にあるということは認識しております。

なおかつ、退去については今年度確かに非常に多くて、例年よりも多いというところであります。ただ、退去件数が事前に予算段階でどのぐらいになるかというのは、また非常に難しい予測でありますけれども、できる限り状況把握の精度を上げて、できるだけ早急なそういう迅速な対応ができるような予算確保に努めてまいりたいというふうに思います。

なおかつ、今回多かったということで、予算が不足しているがために遅くなったというよりも、１件の営繕、退去後には必ず営繕が必要になってくるところなんですが、そちらにつきましても、例えば建築屋さんだけの修繕ではなくて、当然その設備であった

りいろんな業者さんが、大体今、三、四社が入ってくるというような状況で、どうしても１件につき、１か月ないし三、四か月かかるような状況がありますので、退去者が多いとそれだけちょっと残ってみえるというところで、できるだけ業者さんにも早くやっていただけるような形でお願いしているところでございますので、修繕が終わった段階ではすぐに入居募集をかけるというような形で対応していっております。

なおかつ、その入居募集したときも、実際にはここ最近は、募集戸数に対してそれ以上、応募が来るという状況では今ないという状況なもんですから、基本的には希望に応じて提供はできているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　改めて具体的な現場の対応を聞きました。

本当にきっと要望している方は、１人でもいても、やっぱりまずいな、少しでも遅れるというのはまずいなと思いますんで、今、課長からあったように適切に、また業者のほうも夏期間かなり忙しいなという部分とか、なかなか手が回らないという部分も、町内というのはやっぱり人材の確保の中でも難しいところがあったりしていますんで、そういう認識はしますけれども、なるべく円滑に入居体制、できればありがたいと思いますんで、要望含めてよろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　要望ということで。

ほか、一般会計ありますか。

ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第97号の国民健康保険特別会計の質疑を行いたいと思います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ありませんか。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第98号の後期高齢者医療特別会計の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第99号の介護保険特別会計補正予算の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第100号の水道事業特別会計の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第101号公共下水道事業特別会計の質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、全体でありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、これをもって議案第96号から101号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第96号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第96号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第97号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第98号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第99号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第100号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第101号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第５号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第11、監報告第５号例月出納検査報告についてを議題とい

たします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

根本広実代表監査委員。

○根本広実代表監査委員　初めに、監報告第５号例月出納検査報告について、その結果をご報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づきまして実施しているものでございます。

今回の報告につきましては、令和２年９月分、10月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び５特別会計の現金の出納状況でございます。

提出されました各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿など相違ないことを確認いたしましたことをご報告を申し上げます。

以上、監報告第５号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、監報告第５号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

令和２年第８回上士幌町議会定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が12月１日から18日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和２年第８回上士幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時０６分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員